

座間市 次世代育成支援(子育て支援)行動計画

後期計画 平成22年度～平成26年度





はじめに

少子高齢化の急速な進展、そして、人口減少社会の到来が現実のものとなりつつある今、労働力の低下や医療、介護、公的年金をはじめとする社会保障制度を維持するための負担増など、現役世代、将来世代の暮らしに深刻な影響を及ぼすことが懸念されているところです。

本市におきましても、平成22年1月現在の人口の19%以上が65歳以上の高齢者であり、一方で、14歳以下の年少人口は13%です。それぞれ10年後を推計してみますと、高齢人口は26%、年少人口は12%になると予想されます。そうした中で、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画（前期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整備するため「子育て支援センター事業」、「ファミリー・サポート事業」など、総合的な対策を推進してまいりました。

この「前期計画」が平成21年度で終了することから、計画の成果、改善点等を含め見直しを行うとともに、時代に即した計画を策定するため、子育て家庭6,000世帯を対象にアンケート調査を行い、関係機関、団体、市民のみなさまからご意見、ご提言をいただきました。

そして、家庭・地域・行政が協働し、地域資源を活かして地域ぐるみの子育て支援に取り組むため、「すべての子どもと親が安心して子育て・子育てできる市民協働のまち 座間」を基本理念とするとともに、「安心して子育てできる地域の支援」をはじめとする7つの基本目標による向う5年間の「後期計画」を策定いたしました。

「次世代育成支援」は、市民一人ひとりのご理解、ご協力なくしてこの事業を推進することはできません。市民みなさまにおかれましても「次世代育成支援」への機運を盛り上げていただきますようお願い申し上げます。

おわりに、今回の「後期計画」策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関、団体、市民のみなさま、そして、次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査にご協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

平成22年3月

座間市長 遠藤 三紀夫

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1-1 計画の趣旨	2
1-2 計画の期間	2
1-3 計画の位置づけ	3
第2章 現状と課題	4
2-1 人口の状況	4
2-2 子どもと家族の状況	5
2-3 就労と子育て	8
2-4 児童福祉と教育の状況	9
2-5 子どもと子育てに関する課題	10
2-6 前期行動計画の評価	12
第3章 計画の基本的な考え方	13
3-1 基本理念と基本目標	13
3-2 計画の進行管理と推進体制	18
第2部 各論	19
第1章 安心して子育てできる地域の支援	20
1-1 地域における子育て支援サービスの充実	21
1-2 保育サービスの充実	27
1-3 子育て支援のネットワークの発展と育成	29
1-4 子どもの健全育成	31
第2章 親子が健やかに育つための支援	33
2-1 子どもや母親の健康の確保	34
2-2 心と体を育む“食育”の推進	39
2-3 思春期保健対策の充実	43
2-4 小児医療の充実	45
第3章 子どもが心豊かに学び育つ教育環境	46
3-1 次代の親の育成	47
3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	48
3-3 家庭や地域の教育力の向上	51
3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	54
第4章 子育てにやさしい地域環境	55
4-1 良好な居住環境の確保	56
4-2 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備	57
第5章 子育てと仕事の両立支援	60
5-1 仕事と子育ての両立の推進	61
5-2 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	65
第6章 子育てに安全・安心な地域づくり	68
6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	69
6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	70
6-3 被害に遭った子どもの保護の推進	72
第7章 要保護児童・家庭への自立支援	73
7-1 児童虐待防止対策の充実	74
7-2 母子家庭等の自立支援の推進	78
7-3 障がい児施策の充実	81
資料編	85

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第2章 現状と課題

第3章 計画の基本的な考え方

第1部の総論は、計画の策定にあたって、現状と課題、計画の基本的な考え方について記載しています。

基本的な考え方については、新たな基本理念の考え方や策定指針を反映した新たな基本目標を記載しています。

第1章

計画の策定にあたって

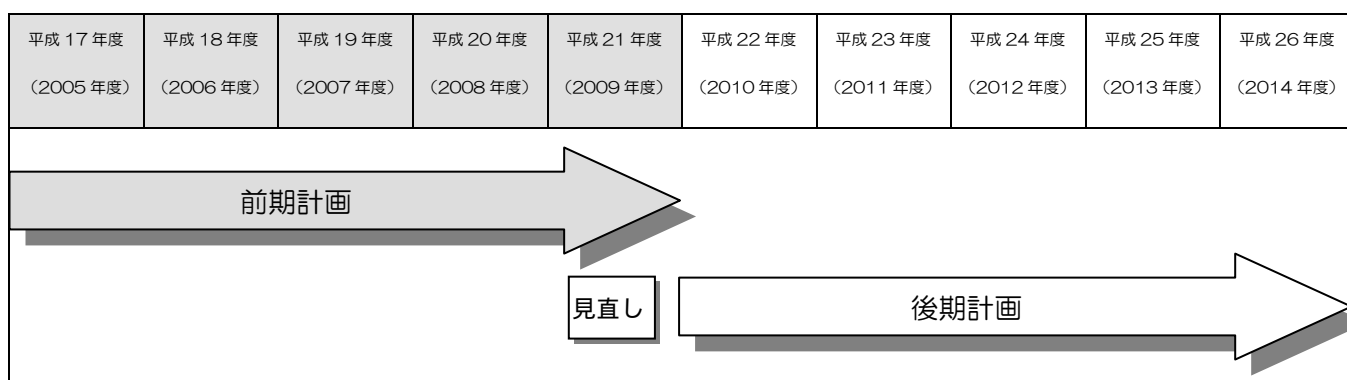
1-1 計画の趣旨

座間市次世代育成支援行動計画は、平成15（2003）年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定するもので、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するため、集中的・計画的に推進する取組みを明らかにするものです。

1-2 計画の期間

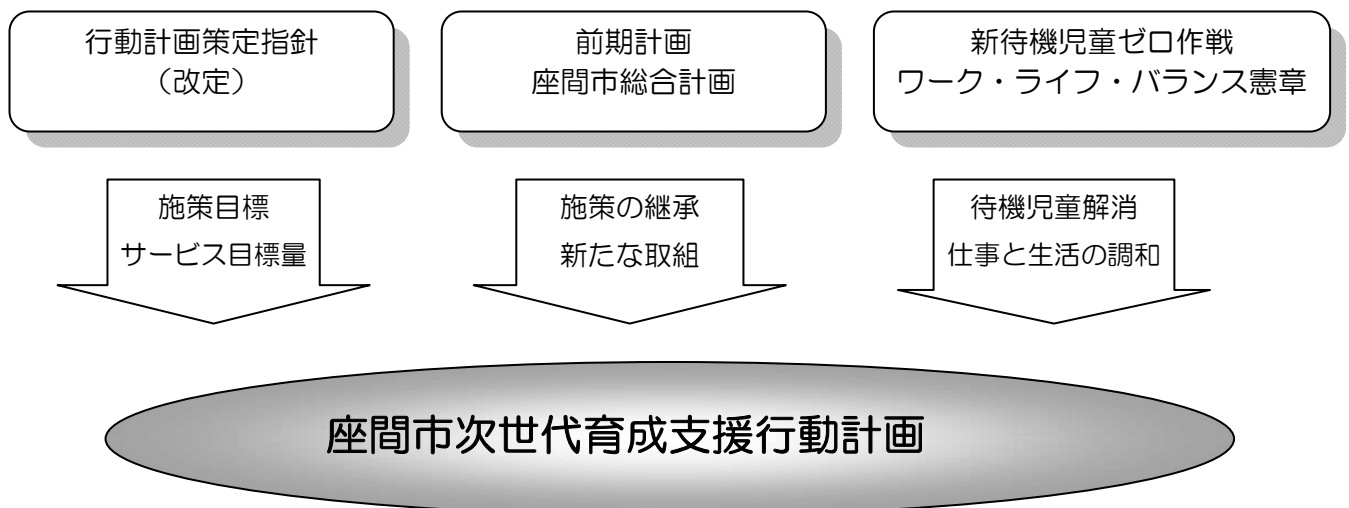
この計画は、次世代育成支援対策推進法により、5年を1期とすることとされているため、平成17（2005）年度から平成21（2009）年度の5年間を前期計画とし、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度の5年間を後期計画とします。

なお、計画期間中においても、国の児童福祉に関わる政策や制度の改定、子育て家庭ニーズの変化などに対応するため、毎年、計画の進捗状況を評価・点検し実施状況を公表し、計画の進行管理を行います。



1-3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもとすべての子育て家庭を対象に、平成22（2010）年度より平成26（2014）年度までに取り組むべき次世代育成支援対策の目標や方向性、具体的な施策・事業内容を示すものです。
- (2) この計画は、「前期計画」の理念を継承しつつ、国の「行動計画策定指針（改定）」や「新待機児童ゼロ作戦」などの内容を踏まえるとともに、上位計画である「第四次座間市総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、本市の次世代育成に関する施策を推進するためのものです。
- (3) この計画は、本市の次世代育成に関する施策の方向性を定めたものであり、各施策・事業の推進については関係各課が連携し、全庁的に取り組むものです。
- (4) この計画は、本市の次世代育成対策を着実に推進するために、市民をはじめ各家庭や団体・地域・企業・学校等の積極的な取組みを促進するものです。



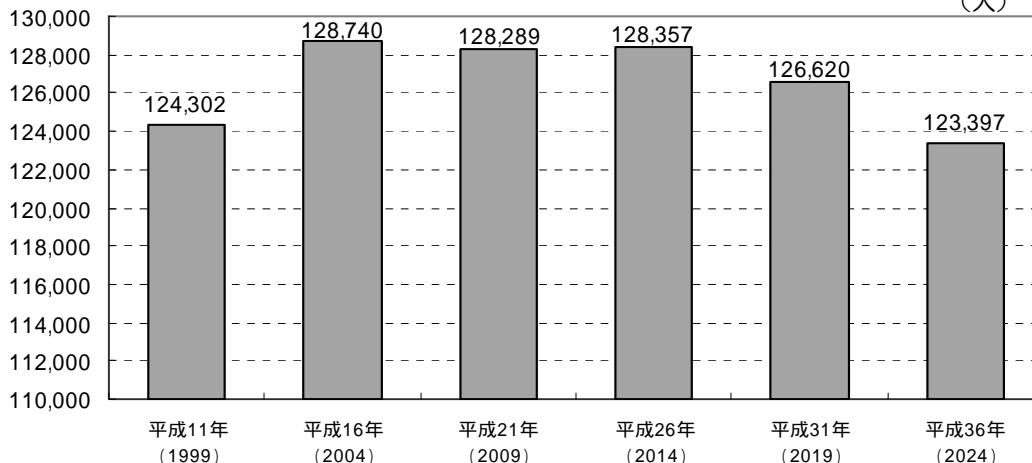
2-1 人口の状況

(1) 人口の推移と推計

座間市は、昭和 46（1971）年 11 月 1 日、神奈川県内で 17 番目の市として誕生し、その当時の人口は 62,741 人でした。その後、本市は、首都圏の近郊都市として人口増加を続け、平成 21（2009）年 1 月 1 日現在では、128,289 人となり市制施行時の 2 倍を超えています。

本市の将来人口を、国勢調査に基づくコーホート要因法により推計したところ、減少傾向で推移するものと予想されます。

人口の推移（平成 11～21 年）と推計（平成 26～36 年）
（各年 1 月 1 日）

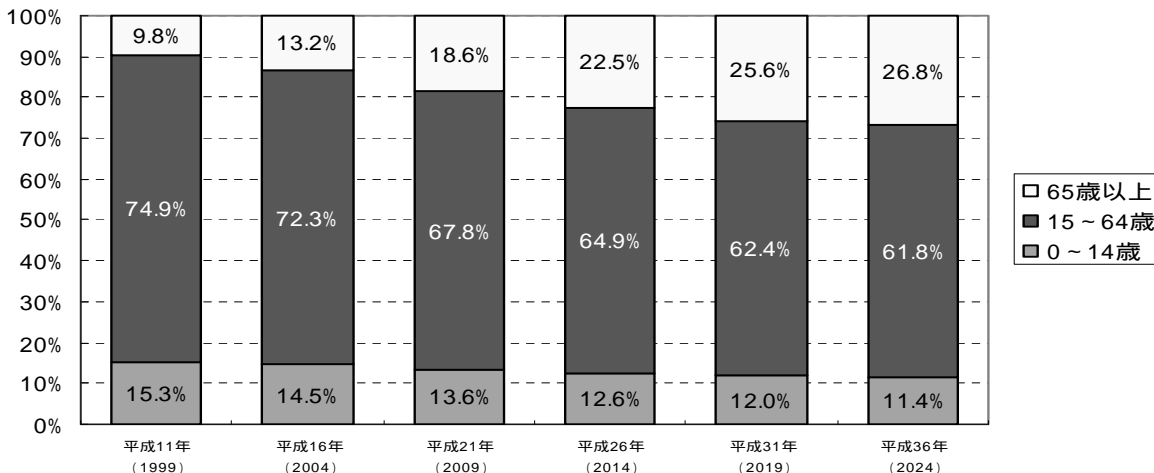


資料：座間市統計要覧、市政策課「座間市の人口及び世帯数の将来推計（平成 22 年 2 月推計）」

(2) 年齢 3 区分人口の推移と推計

本市の年齢 3 区分別人口は、0～14 歳の年少人口の減少と 65 歳以上の高齢者人口の増加により、少子高齢化が進行すると予想されます。

年齢 3 区分別人口の推移（平成 11～21 年）と推計（平成 26～36 年）



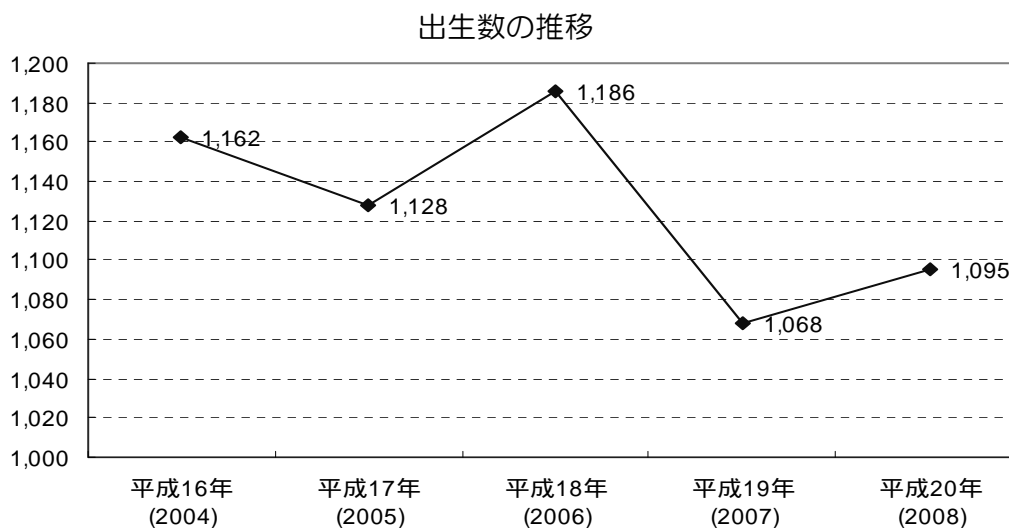
資料：座間市統計要覧、市政策課「座間市の人口及び世帯数の将来推計（平成 22 年 2 月推計）」

2-2 子どもと家族の状況

(1) 出生の状況

① 出生数の推移

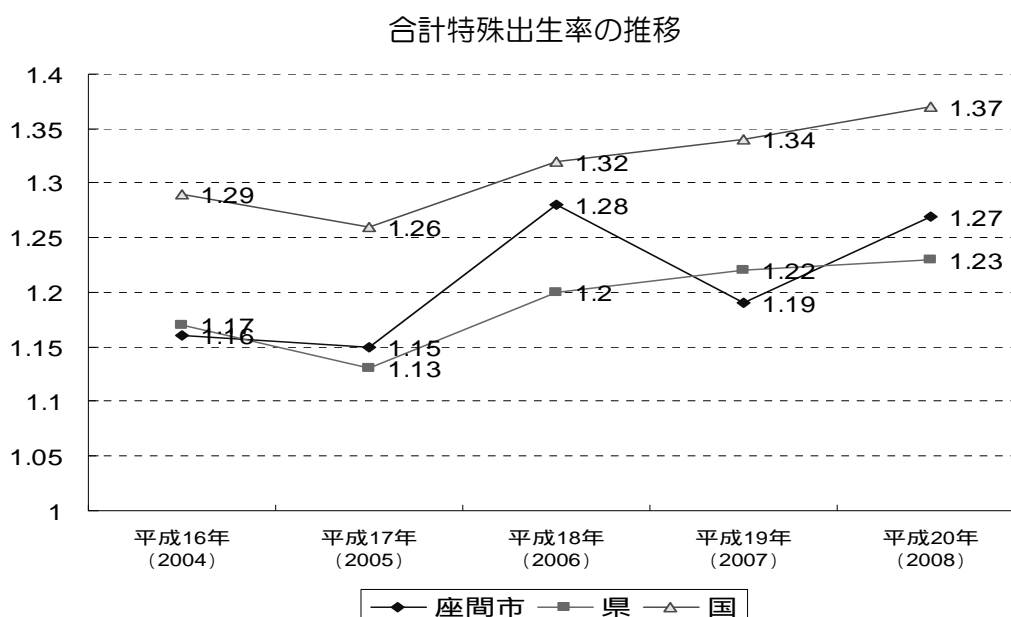
本市の出生数は、1,100人を前後して推移していますが、傾向として漸減しています。



資料：神奈川県「衛生統計年報」

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均の子ども数）は、国の数値を下回っており、1.28から1.15と低い水準で推移しています。

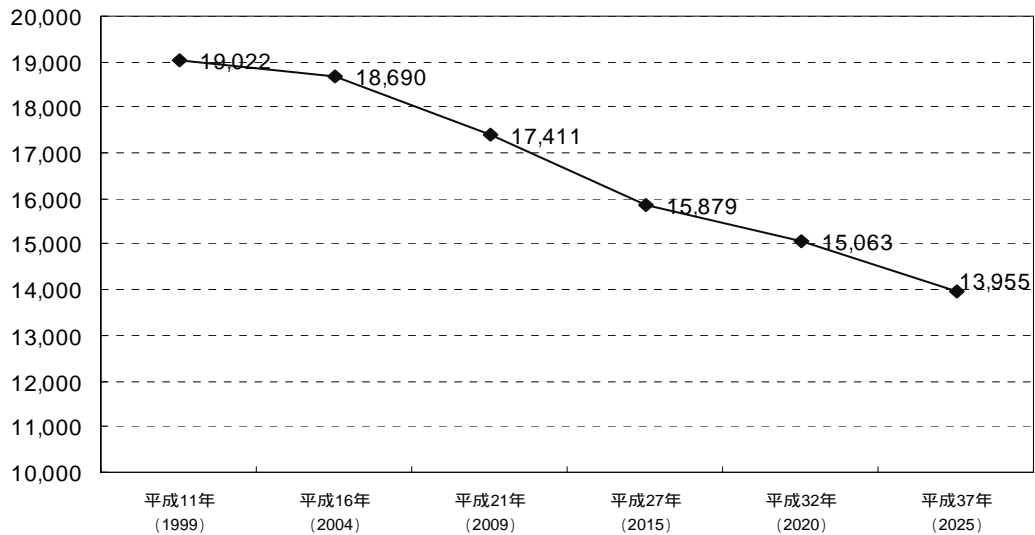


資料：厚生労働省「人口動態統計」、神奈川県「衛生統計年報」

(2) 年少人口（0～14歳）の推移と推計

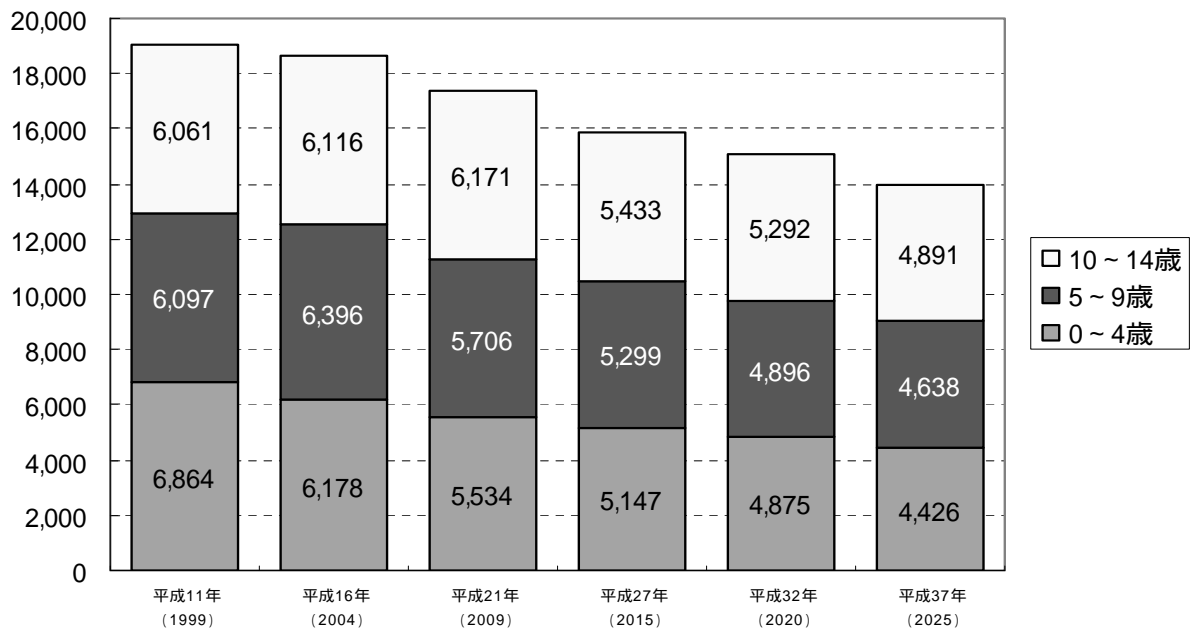
年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、今後も減少していくと予想されます。

年少人口（0～14歳）全体の推移（平成11～21年）と推計（平成27～37年）



資料：座間市統計要覧、市政策課「座間市の人口及び世帯数の将来推計（平成22年2月推計）」

年少人口（0～14歳）区別の推移（平成11～21年）と推計（平成27～37年）

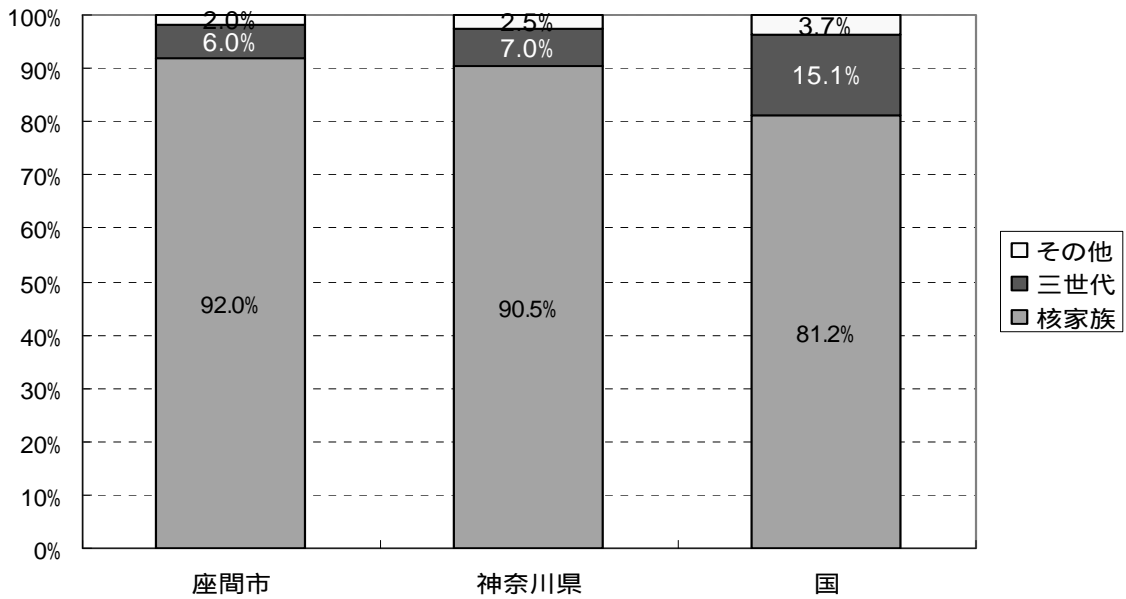


資料：座間市統計要覧、市政策課「座間市の人口及び世帯数の将来推計（平成22年2月推計）」

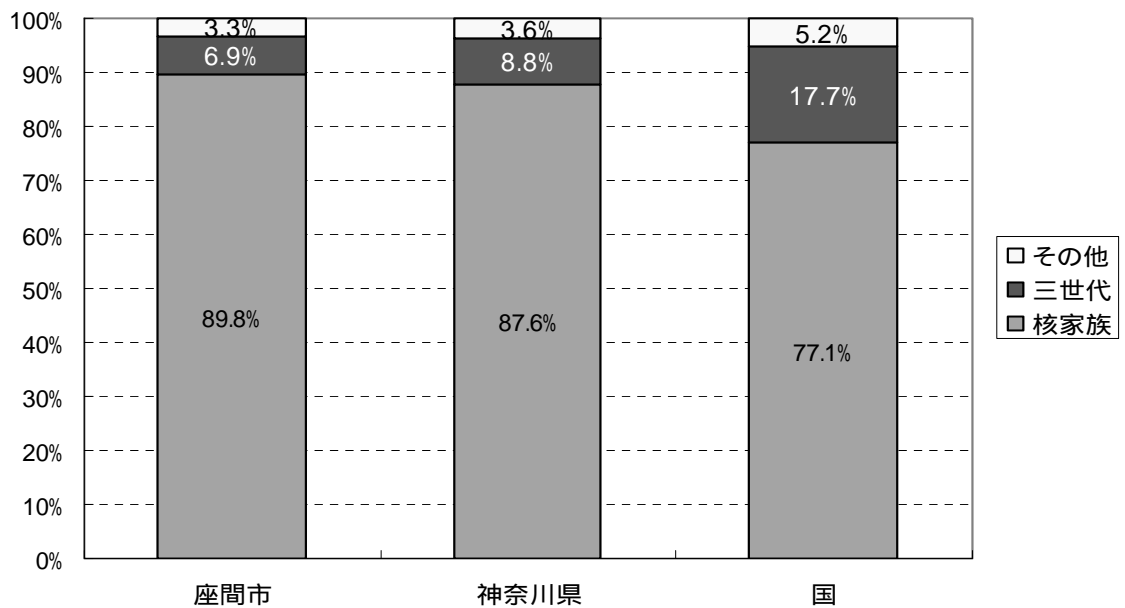
(3) 家族の形態

本市は、全国や神奈川県 averages に比べ、核家族の割合が高く、相対的に三世代世帯の割合が低くなっています。このことは、一般的に、子育ての経験のある親族（祖父母）から経験や知識を教わったり、育児などのサポートを受けたりする機会が少ないということがいえます。

6歳未満親族のいる世帯の割合



18歳未満親族のいる世帯の割合



資料：総務省統計局「国勢調査報告書」

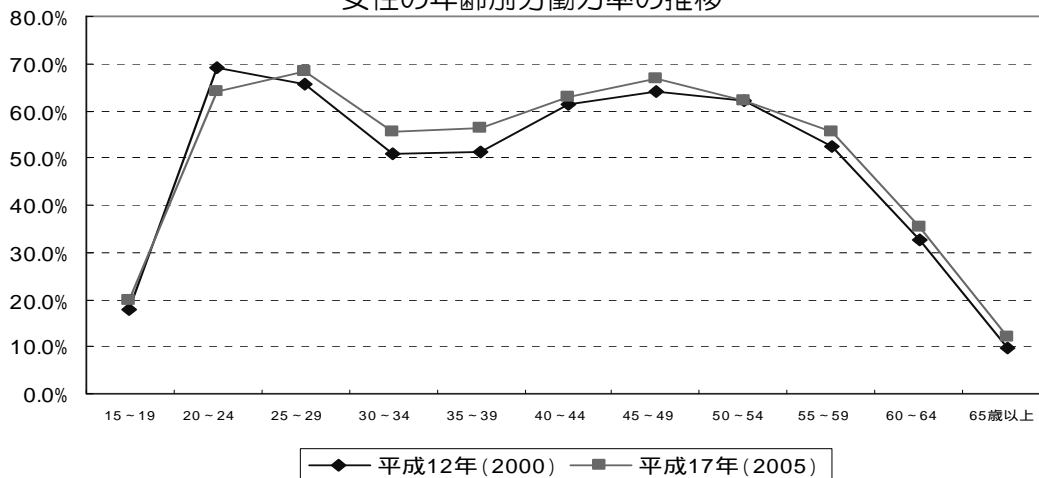
2-3 就労と子育て

一般に、わが国の女性の労働力率は、20歳代後半から30歳前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向にあるといわれます。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就く事を反映しているためであるとされています。

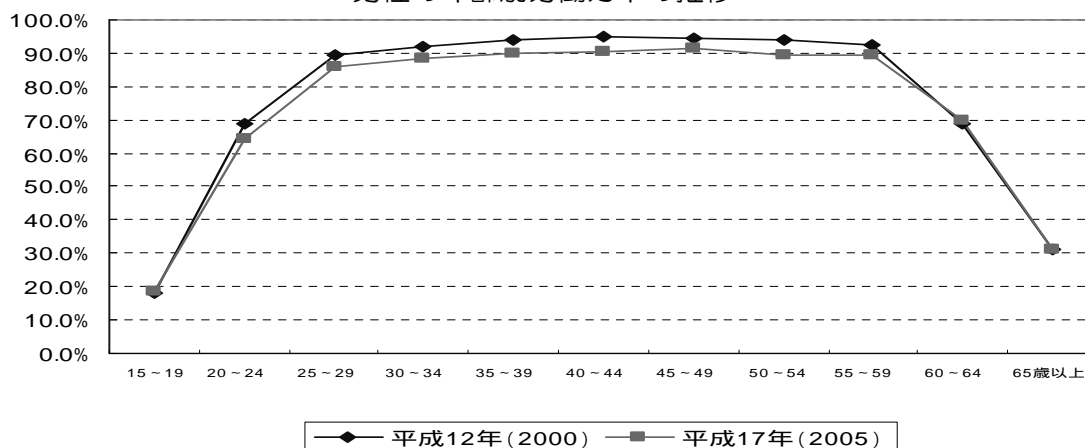
本市の女性の労働力率を5歳階級別に見ると、特に、25歳から34歳にかけてのM字カーブは平成12(2000)年と平成17(2005)年を比較すると、谷の部分が上昇して緩やかになっています。これは、女性の労働市場への進出が進んでいると考えられます。

また、このことは、子育てとの関連で、どの年齢層においても女性が仕事に就くことが一般的となったことは、祖母である世代(おおむね50歳代以上)も就業している割合が高まり、以前に比べ、子育ての経験のある親族(祖母等)から育児などのサポートを受けたり、経験や知識を教わったりする機会の減少につながっているという面が読み取れます。

女性の年齢別労働力率の推移



男性の年齢別労働力率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告書」

2-4 児童福祉と教育の状況

(1) 児童福祉の状況

平成 21 (2009) 年 4 月現在、座間市には、認可保育園が 18 園 (市立 9、私立 9) あり、また、認可外の保育施設のうち、児童福祉法で届出の義務があり、一般的に保育を受け入れている「届出保育施設」が 3 園 (すべて私立) あります。小学校 1 年生から 3 年生 (障がいのある場合は 4 年生) までの児童については、保護者の労働等の事情により、自宅での保育が困難な場合、放課後の一定時間、その児童の保育する「児童ホーム」が 13 か所 (すべて市立) あります。

さらに、保護者のない児童など環境上養護を要する児童を入所させて養護する施設である「児童養護施設」が、1 施設 (私立) あります。

(2) 教育の状況

平成 21 (2009) 年 4 月現在、座間市内には、学校教育法にもとづく認可を受けた幼稚園が 10 園 (すべて私立) あります。

また、市内には小学校が 11 校 (すべて市立)、中学校が 6 校 (すべて市立) あり、高等学校は 2 校 (すべて県立) あります。

さらに、小学部・中学部・高等部をもつ養護学校が、市内に 1 校 (県立) あります。

15 歳未満の子どもの状況 (平成 21 (2009) 年)

年齢	合計	保育園 (園児数)		幼稚園 (園児数)		小学校 (児童数)		中学校 (生徒数)	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
0 歳	1,133	72	6.4%						
1 歳	1,139	195	17.1%						
2 歳	1,168	238	20.4%						
3 歳	1,118	276	24.7%	308	27.5%				
4 歳	1,143	290	25.4%	734	64.2%				
5 歳	1,076	277	25.7%	738	68.6%				
6 歳	1,111					1,083	97.5%		
7 歳	1,066					1,033	96.9%		
8 歳	1,169					1,142	97.7%		
9 歳	1,234					1,201	97.3%		
10 歳	1,224					1,185	96.8%		
11 歳	1,276					1,246	97.6%		
12 歳	1,216							1,099	90.4%
13 歳	1,270							1,156	91.0%
14 歳	1,248							1,129	90.5%

資料：市子育て支援課調べ、神奈川県「神奈川県学校基本調査結果速報」

保育園については同年 4 月 1 日現在の児童数、幼稚園・小学校・中学校については同年 5 月 1 日現在の児童・生徒数。施設・学校の実数には、市外に通うものは除かれ、市外から通うものが含まれている。また、就学前児童のうち、家庭や認定保育施設以外の認可外保育施設 (事業所内保育施設を含む) で保育される児童、就学児童のうち養護学校に通う児童・生徒 (必ずしも行政区域を単位として通学しないため) も含まれていない。

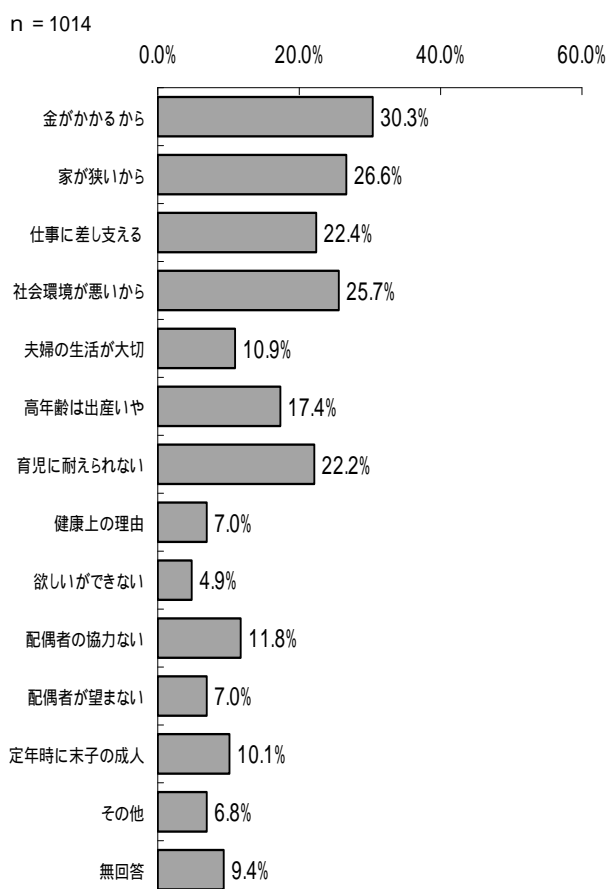
2-5 子どもと子育てに関する課題

本市が、次世代育成支援（子育て支援）行動計画の策定のために、平成 21（2009）年 1～2 月に実施した基礎調査（「座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査」（以下「基礎調査」という。）」のうち、子どもと子育て全般については次の項目のような課題が指摘されています。

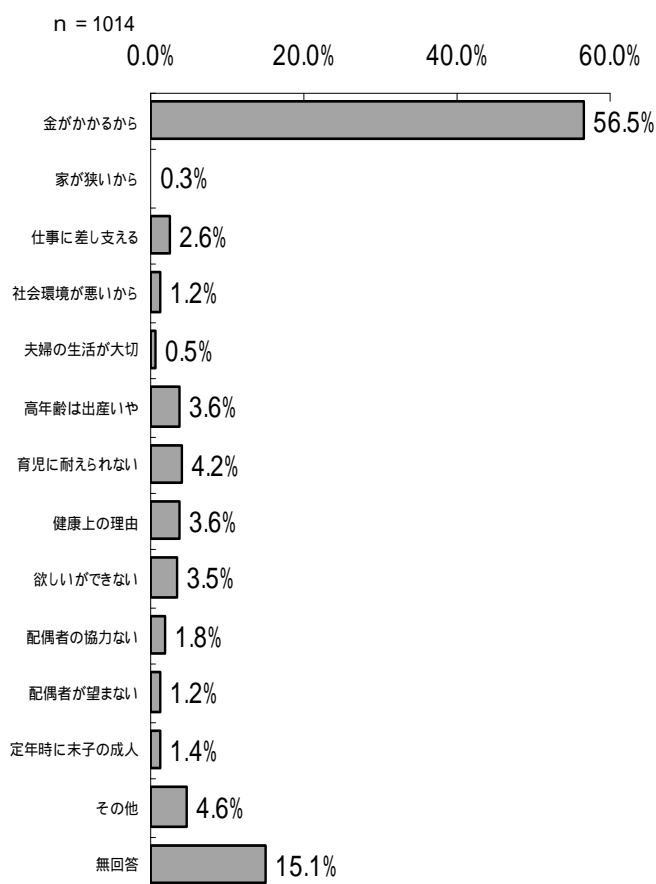
- ① 持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由。（就学前児童）
 持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由に関しては、「金がかかるから」（30.3%）との回答が最も多く、次いで「家が狭いから」（26.6%）、「社会環境が悪いから」（25.7%）の順で続いている。また、理想とする子どもの人数より少ない最大の理由（複数回答の中での最大の理由）に関しても、「金がかかるから」との回答が 56.5%と半数を超えて多くなっています。

持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由。（就学前児童）

複数回答（回答数に制限なし）



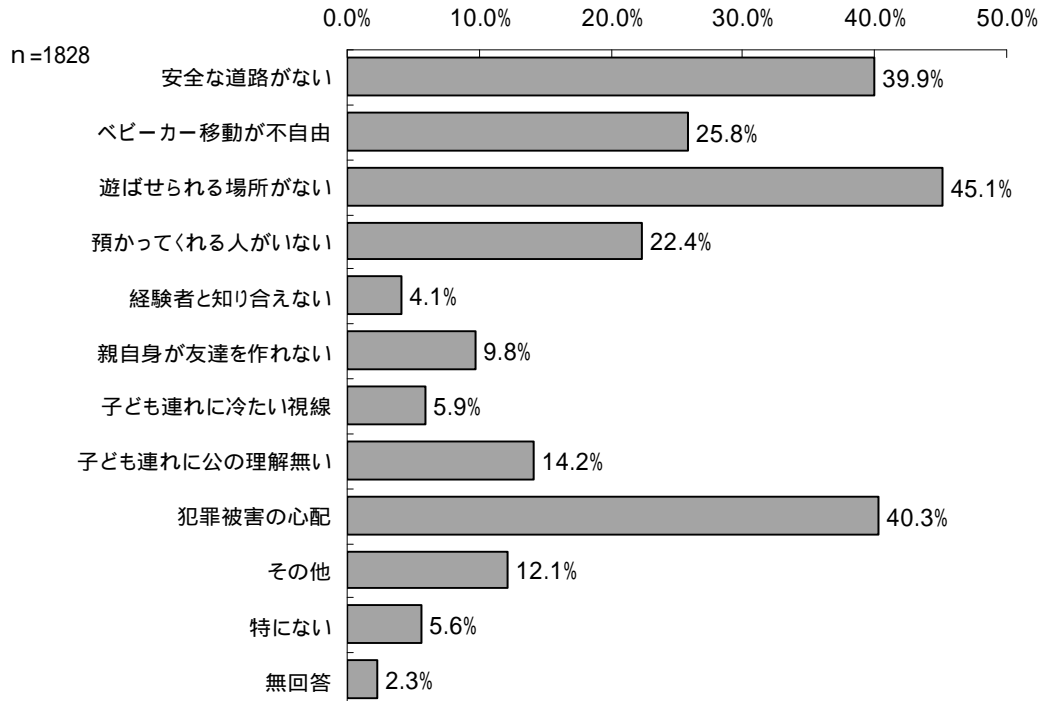
持つつもりの子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない最大の理由。（就学前児童）



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

② 子育てを行っていて、特に困ること、困ったこと。(就学前児童)

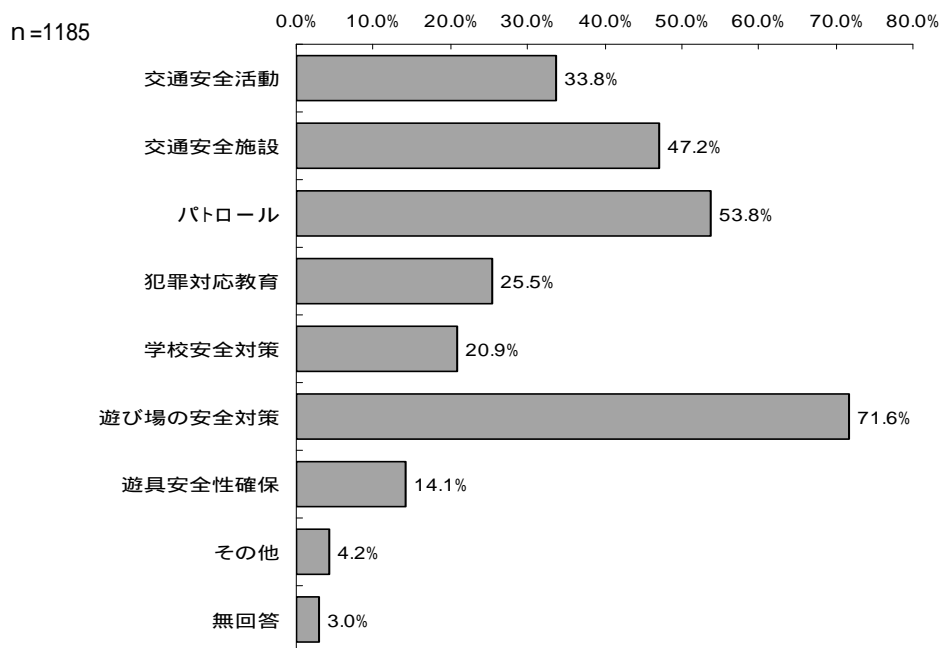
子育てを行っていて、特に困ること、困ったことに関しては、「遊ばせられる場所がない」(45.1%)、「犯罪被害の心配」(40.3%)、「安全な道路がない」(39.9%)との回答が多くなっています。



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

③ 子どもの安全を守るために、特に重要と思われること。(就学児童)

子どもの安全を守るために、特に重要と思うことに関しては、「遊び場の安全対策」(71.6%)との回答が最も多くなっています。



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

2-6 前期行動計画の評価

(1) 前期行動計画の評価の目的

前期行動計画に基づく施策・事業については、平成 21 年度において後期行動計画を確実に推進していくことを目的に関係部課による全施策・事業を見直し、目標化に努めました。

施策・事業の目標化は、後期行動計画の進行管理を着実に進めるための点検・評価手法であり、質と量の評価など利用者の視点に立った指標等を盛り込んでいます。

毎年度、定期的に点検・評価を行い、その結果を公表し事業継続や事業内容の改善に反映させる P・D・C・A サイクルの確立を目的としています。

(2) 前期行動計画の進捗度評価

各基本目標の施策・事業数は、延べ186あり、進捗度は全体で85.5%とほぼ計画どおり実施されています。

計画を下回って実施及び未実施の施策・事業については、一部内容の改善や修正を行い後期行動計画に継続していきます。

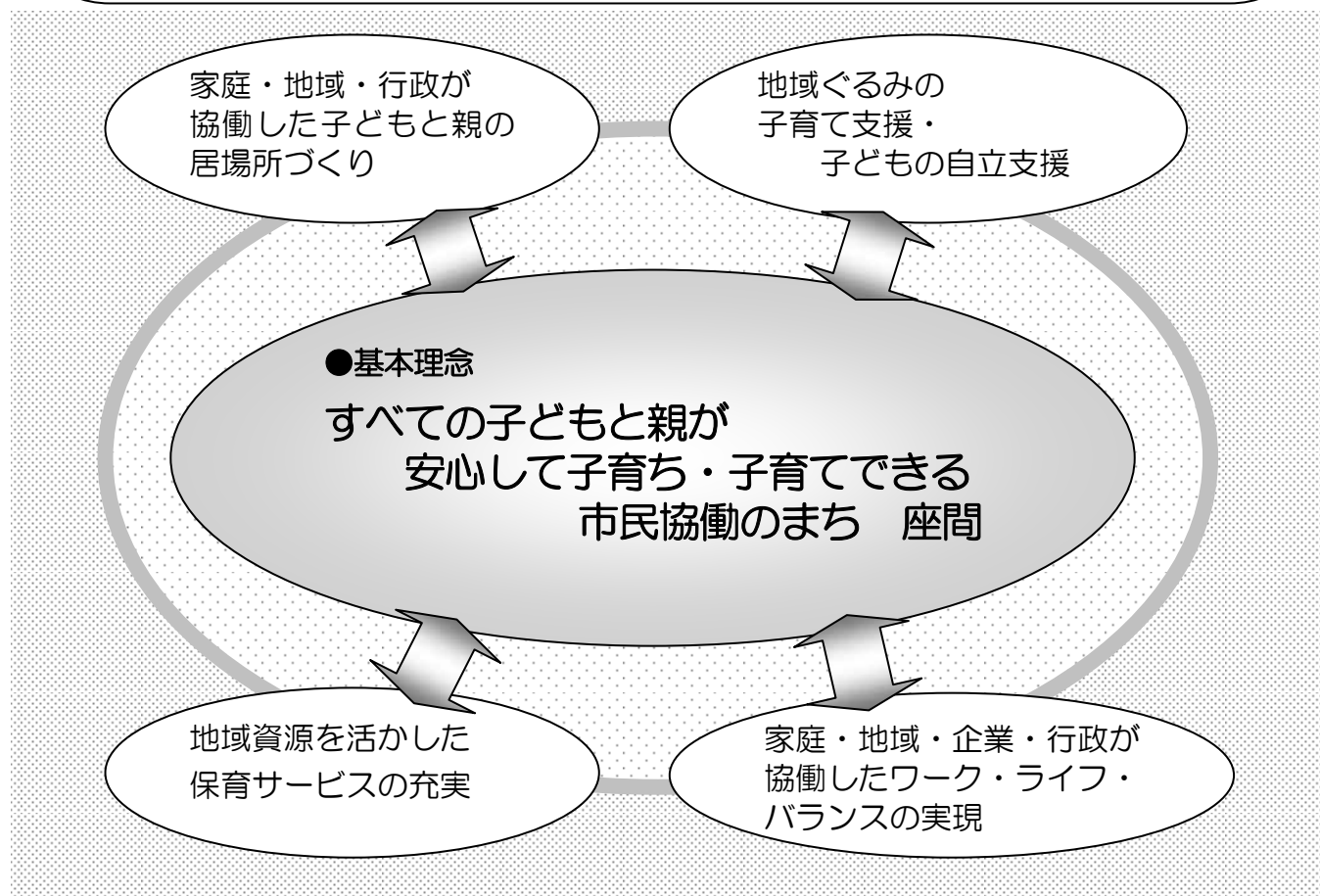
基本目標	施策・事業数	進捗度		
		計画どおり実施	計画を下回って実施	未実施
地域における子育て支援	26	19	7	0
子どもが健やかに生まれ育つための支援	39	34	5	0
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	24	21	2	1
子育てを支援する生活環境の整備	12	11	1	0
職業生活と家庭生活との両立の推進	28	21	7	0
子ども等の安全の確保	7	7	0	0
要支援家庭への対応などきめ細かな取組の推進	49	46	2	1
合計	185	159	24	2

3-1 基本理念と基本目標

(1) 計画の基本理念

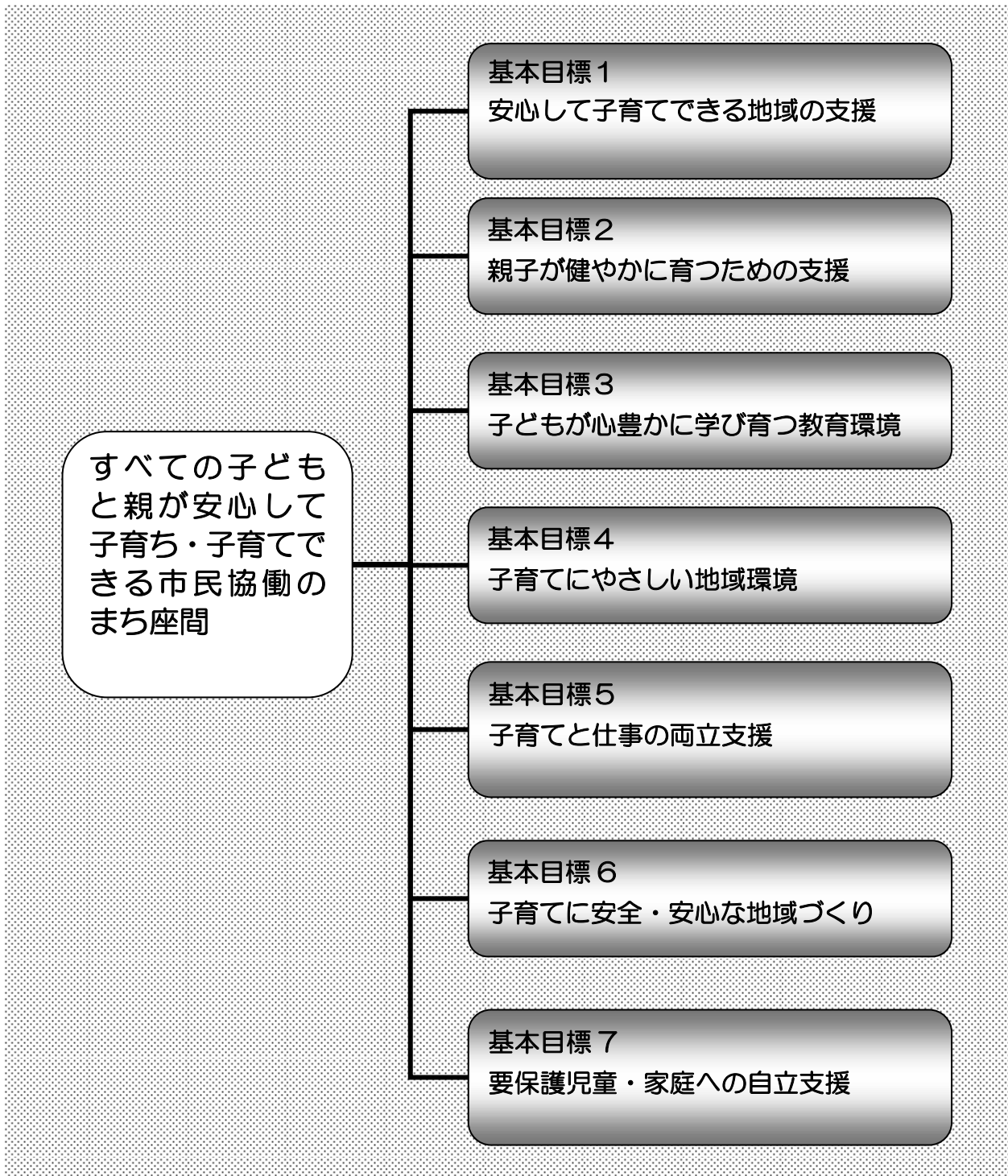
座間市においては、次世代育成支援対策推進法第3条に規定する「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」ことを基本として、次の4つの子育ての取組方針をもとに「すべての子どもと親が安心して子育て・子育てできる市民協働のまち 座間」を計画の基本理念とします。

- ・座間市は、家庭・地域・行政が協働し「子どもと親の居場所づくり」に取り組みます。
- ・座間市は、地域ぐるみの「子育て支援・子どもの自立支援」に取り組みます。
- ・座間市は、地域資源を活かし「保育サービスの充実」に取り組みます。
- ・座間市は、家庭・地域・企業・行政が協働し「ワーク・ライフ・バランスの実現」に取り組みます。



(2) 計画の基本目標

国の定める「行動計画策手指針」の基本的視点に立って、子育ての基本理念と取組方針から、次の7つの基本目標を設定し、基本目標毎に【主要施策】を展開します。



基本目標1 安心して子育てできる地域の支援

子育てを地域社会全体で取り組むとともに、共働き家庭のみならず、専業主婦を含めたすべての子育て世代を対象とした子育て支援の施策・事業を推進していきます。

各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する相談や情報の提供、子どもの健全育成など子育てを地域社会全体で支援していきます。

【主要施策】

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークの発展と育成
- (4) 子どもの健全育成

基本目標2 親子が健やかに育つための支援

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が必要です。

各種健康診査やきめ細かな相談体制を充実させるなど、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図りながら、地域における母子保健や思春期保健施策を充実させるとともに、親子が健やかに暮らすことができる地域の環境づくりを進めます。

【主要施策】

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 心と体を育む“食育”の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

基本目標3 子どもが心豊かに学び育つ教育環境

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、生きる力を身に付けることが重要となり、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導など学校の教育環境等の整備を図っていきます。

子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていきます。地域ぐるみで子どもの健全育成を進める体制づくりを推進します。

【主要施策】

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4 子育てにやさしい地域環境

子育て世帯へのゆとりある居住空間を確保するとともに、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、道路や公共施設、公共交通機関、建築物など子育て世帯が安心して利用できる公共環境の整備を推進します。

【主要施策】

- (1) 良好な居住環境の確保
- (2) 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

基本目標5 子育てと仕事の両立支援

男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるように、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の実現への取り組みが求められます。

男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう男性の子育てへの参加や労働時間の短縮などの子育て支援を企業に働きかけていきます。

【主要施策】

- (1) 仕事と子育ての両立の推進
- (2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

基本目標6 子育てに安全・安心な地域づくり

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策や、防犯防止運動を推進し、子ども等の安全を確保していきます。

すべての子どもが地域において安全で安心な生活ができるような環境を整備するとともに、犯罪などの防止に配慮した地域づくりを推進します。

【主要施策】

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標7 要保護児童・家庭への自立支援

虐待の防止・早期発見・早期対応のためには、子どもを取り巻くすべての関係者・機関が注意深く見守るとともに、連携する必要があります。

座間市要保護児童対策協議会により、子どもを取り巻くすべての関係者・関係機関が、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要な支援が手遅れにならないよう、迅速に連携しています。

精神的に、子育てに対して負担に感じている保護者が、その精神的な負担による不安や不満を、相談することができるように、「子育て支援センター」を設けており、引き続き実施します。専門相談員を配置し、より適切なアドバイスを展開しています。

【主要施策】

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 母子家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

3-2 計画の進行管理と推進体制

1) 進行管理

(1) 定期的な事業進捗度評価

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に事業進捗度の評価を実施する必要があります。そのため、各施策・事業の「目標」をもとに、毎年、所管課において実施状況を把握、点検・評価し、すべての事業評価結果を事業報告書としてとりまとめ、計画の着実な進行管理をめざします。

(2) 計画内容及び実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ、意見交換会等により、広く市民に周知するとともに、進捗状況について公表していきます。

2) 推進体制

(1) 庁内体制の強化

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな課と連携を必要とするため、「次世代育成支援対策推進委員会」により、全庁的に施策を推進してまいります。

また、児童相談所や保健センター、保健所、教育機関、警察、商工団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2) 市民との協働体制の強化

本計画の推進にあたっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。そのため、事業ごとに特性を考え、市民（地域）と協働体制が取れるよう行政がきめ細かく配慮していきます。

また、子どもにかかわるボランティア団体と連携を図るとともに、市内の事業所、商店街等との連携も図りながら計画を推進します。行動計画の実施状況の把握・点検をするとともに、相互の情報交換、市民と市の協働体制の強化を図るため、計画策定の際に組織化した市民参加による「座間市次世代育成支援対策推進協議会」を毎年開催し事業進捗度の確認を進めていきます。

第2部 各論

第1章 安心して子育てできる地域の支援

第2章 親子が健やかに育つための支援

第3章 子どもが心豊かに学び育つ教育環境

第4章 子育てにやさしい地域環境

第5章 子育てと仕事の両立支援

第6章 子育てに安全・安心な地域づくり

第7章 要保護児童・家庭への自立支援

第2部の各論は、基本目標毎に主要施策の基本方針及び施策の展開について記載しています。

施策の展開は、具体的な施策・事業名、事業概要、後期行動計画の事業方針、目標、担当課を記載しています。

計画の進行管理を毎年行っていくために、目標を設定し事業の進捗度や達成度をもとに事業評価・見直しを行い次年度に向けた事業実施に取り組んでいきます。

第1章

安心して子育てできる地域の支援

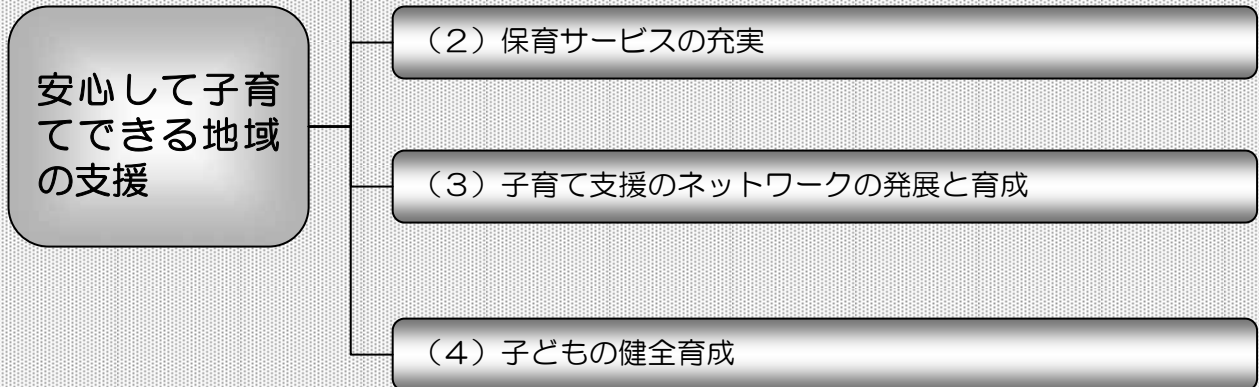
【基本目標の基本方針】

少子化・核家族化の進行に伴い、祖父母の手助けや近所同士での子育てを助け合うということが少なくなり、家庭における子育て力の低下が指摘されています。子育てを地域社会全体で取り組むとともに、共働き家庭のみならず、専業主婦を含めたすべての子育て世代を対象とした子育て支援の施策・事業を推進していきます。

このため、各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域での子育てに関する相談や情報の提供、子どもの健全育成など子育てを地域社会全体で支援していきます。

【基本目標】

【主要施策の方向】



1-1 地域における子育て支援サービスの充実

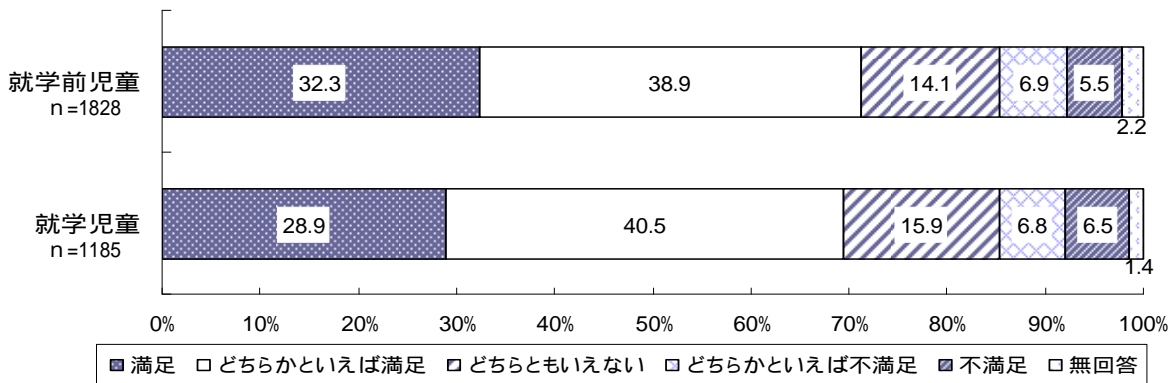
1-1-1 現況と課題

近年、核家族化の進行に伴い、地域における人と人とのつながりが薄れ、育児の孤立化が進み育児不安を抱える母親や社会進出や就労時間の多様化等により子育て困難な傾向にあります。このような状況において専業主婦のみならず、育児不安や子どもを育てていくことが困難な家庭を対象とする支援策の充実が求められています。

基礎調査によると、子育てに対する満足感については約7割が満足感を感じています。

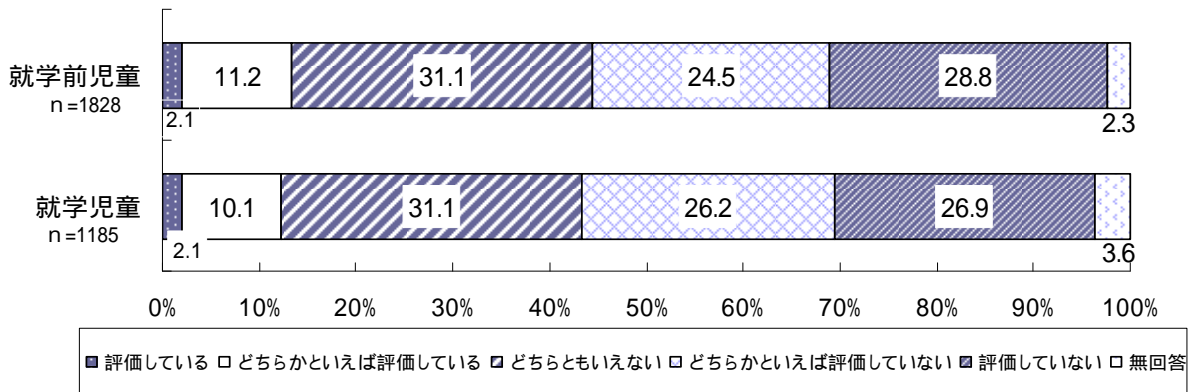
また、子育てをして良かったこと、嬉しかったことについては子どもの成長、子どもを持つ喜びが実感できたとの回答が多く、その一方、子どもを産み育てることについて、社会が評価しているかについては、評価していないと感じている家庭が多く、子育てに対する社会の評価が確立していないと感じる家庭が多いという結果になっています。

子どもを育てている現在の生活に満足していますか。



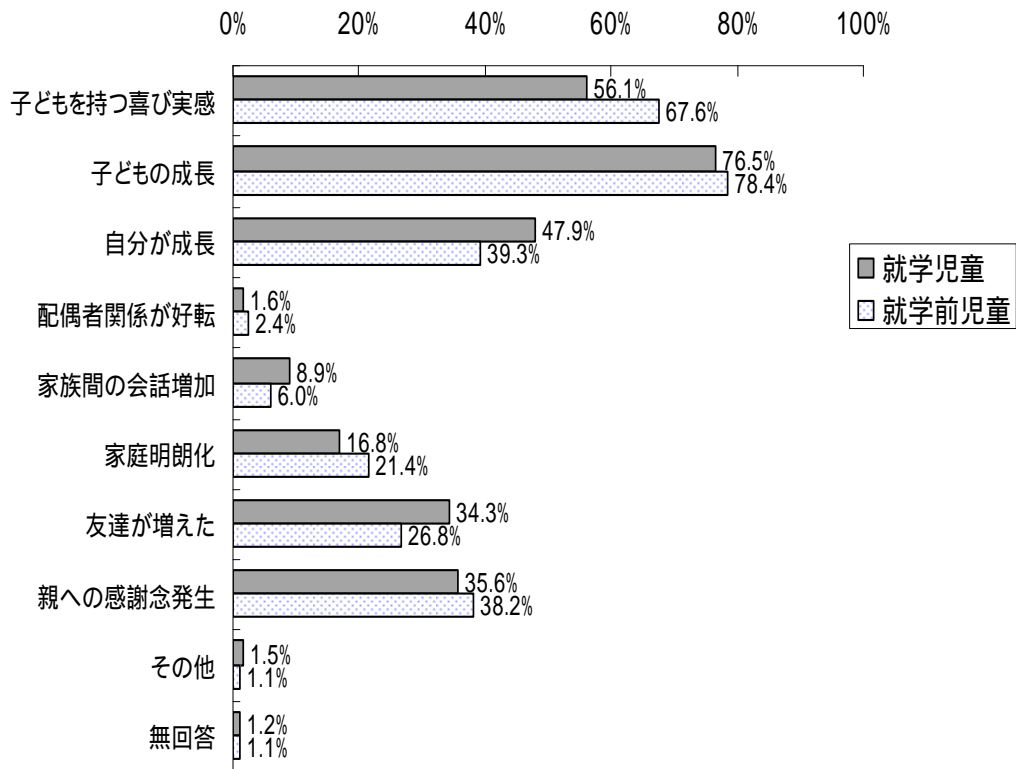
資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

「子どもを産み育てること」を、今の社会は十分評価していると思いますか。



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

子育てをしてよかったこと、嬉しかったこと。



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

子育て支援センターでは、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成支援を行います。本市では、平成 13(2001)年 10月に開設した「子育て支援センター」（東原）と、平成 16(2004)年 7月に開設した「第2子育て支援センター」（相模が丘）の2つの子育て支援センターを運営しています。

子育て支援センター利用状況

(人・件)

		平成 16 年度 (2004 年度)	平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)
子育て支援センター (東原)	来所者数	17,785	18,880	18,693	18,166	16,804
	相談件数	1,319	1,311	1,835	1,803	1,563
第2子育て支援センタ (相模が丘)	来所者数	2,625	4,725	5,005	5,455	6,057
	相談件数	309	314	159	107	73

資料：市子育て支援課調べ

ファミリー・サポート事業は、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。平成21（2009）年3月末現在の登録者数は、330名です。活動状況は、「学童保育の迎え」が最も多く、次いで「学校の迎え」、「保育園・幼稚園の送り」「保育園・幼稚園の迎え」と続いています。

ファミリー・サポート事業登録者数及び活動状況
登録者数（平成21（2009）年3月末現在）（人）

利用会員	234
協力会員	93
両方登録者数	3
計	330

活動状況（平成20（2008）年度）（回）

保育園・幼稚園の送り	276
保育園・幼稚園の迎え	220
保育園・幼稚園の登園前の預かり及び送り	26
保育園・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	84
学校の迎え	299
学童保育の迎え	884
学童保育の迎え及び帰宅後の預かり	218
学童保育からの帰宅後の預かり	21
保護者等の買い物等、外出時の場合の援助	154
他の子どもの行事、冠婚葬祭による外出の援助	5
保護者等の病気、その他急用の場合の援助	29
その他	200
合計 (利用時間計)	2,416 (2114.5)

資料：市子育て支援課調べ

1-1-2 主要施策の基本方針

子どもの年代に応じた子育てのニーズや子育ての悩み、不安を解消するためには、適切な相談や助言が必要であり、きめ細かな相談機能を充実させるとともに、子育てに関する情報提供を推進していきます。

また、ファミリー・サポート事業や一時保育などの緊急時における子育て支援サービスの充実を図り、病後児保育を新たに実施することを目指します。

新たな事業として、地元商店街の活性化につながる子育て支援の取り組みを検討し、商店街と連携した地域における子育て支援サービスの推進を図ります。

1-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
子育て支援センター事業	未就園児等の子育てをしている保護者等を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導等の育児・子育て支援を行います。	市内に2か所しかないためサービスに地域的な偏りがあります。3か所目の開設について検討します。	3か所で実施	子育て支援課
ファミリー・サポート事業	地域において育児の援助を受けたい人（依頼）と行いたい人（提供）が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。	利用を希望した時に、利用できるように、協力会員の確保に努めます。一時間の利用料金がパート時給より高いため、利用料について検討します。また、利用者の対象年齢拡大についても検討します。	会員数400人	子育て支援課
保育園等における「一時保育」の実施	家庭において保育されることが一時的に困難となった乳幼児を保育します。	実施保育園に地域的な偏りがあるため、5ヶ所目の実施を検討します。	5か所で実施	子育て支援課
保育園等における「特定保育」の実施	保護者のパート労働などの理由により、相当程度の日・時、家庭において保育されることに支障が生じる乳幼児を保育します。	パート労働などの保護者に有効なため継続します。実施か所については一時保育と合わせて検討します。	1か所で実施	子育て支援課

1-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が病気などの理由で、家庭における児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的に養育します。	保護者が疾病等により保育が困難になった場合の緊急避難的な対応策として、核家族化が進んだ状況を踏まえて継続します。	1 か所で実施	子育て支援課
「病後児保育」の実施	保育園に通園中の児童等が病気の「回復期」に保育園等で保育する「病後児対応型」、児童が保育中に微熱などを出すなど「体調不良」となった場合に緊急的に保育する「体調不良児対応型」の実施を目指します。	病後時保育のニーズは高いため、「病後時対応型」「体調不良児対応型」の実施を目指します。	病後児対応型 1 か所 体調不良児対応型 2 か所	子育て支援課
「児童ホーム」の実施	家庭において保育されることが困難な児童を保育する「児童ホーム」の充実を目指します。なお、保育時間の拡大についても検討いたします。	共働き世帯の急増により、待機用児童ホームがない地域の待機児童が急増しています。待機用児童ホームの開所などを検討します。また、学校から離れた児童ホームがあるため、児童の下校時の安全確保等から学校の空き教室利用を検討します。	待機児童解消	子育て支援課
地域育児センター事業	保育園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するため、育児相談のほか、子育て家庭交流事業、中高校生と園児の体験交流等を行います。	保育園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するために有効なため継続します。	全保育園で実施	子育て支援課
幼稚園「預かり保育」事業の推進	県と連携し、幼稚園における、保護者の保育ニーズに弾力的に対応するための「預かり保育」（教育時間の前後の一定時間の保育）の充実を図ります。	保育ニーズに対応した事業として有効なため継続します。	全幼稚園での実施	子育て支援課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに実施を継続します。フォローが必要な場合は的確に対応していきます。	実施	保健医療課
乳幼児訪問指導	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	各事業の事後フォロー体制を強化し、親子に充実した支援を実施します。	実施	保健医療課

1-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
外国籍母子支援事業	外国籍の母子が安心して出産や子育てができるよう、育児支援を行います。	引き続き、地区担当フォローや資料の整備をし、充実した支援を実施します。	実施	保健医療課
乳幼児健康診査	子どもの発育・発達の確認をすることで、安心感が得られるようにします。また知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。 (4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査)	未受診者に対しては継続して未受診フォローを実施します。	4ヶ月健診未受診者の全数把握	保健医療課
妊婦相談	身体的・精神的に不安定な妊婦に対し、保健師が電話等で日常生活全般の保健指導を行います。また、新生児訪問・乳幼児訪問等で継続的な指導を行います。	フォローが必要な妊婦に対して、電話等で保健指導を行います。また、新生児訪問等で継続的な指導を行っていきます。	相談対応	保健医療課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
児童相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができるようにします。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く必要性も高いため継続します。	相談対応	子育て支援課
電話相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。また、保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く必要性も高いため継続します。	相談対応	保健医療課 子育て支援課
「子育て応援パスポート事業」の実施	子育て家庭にパスポートを発行し、協賛店舗が様々なサービスを提供することを通して、社会全体で子育てを応援する取組み「子育て応援パスポート事業」実施を目指します。	新規事業として、実施に向けて検討します。	実施	子育て支援課

1-2 保育サービスの充実

1-2-1 現況と課題

これまで本市では、近隣の市に比較すると、人口や就学前児童の数に比べ保育園の定員も多く、また、施設数も多いことなど、保育サービスの充実に努め、近年では、保育園の新設や定員の拡大（定員の弾力化による実質的な拡大など）等により、なるべく多くの児童を受け入れるよう取り組んできました。しかしながら、女性の社会進出や就業形態の変化等を背景として、保育園の利用を希望する児童の割合は年々増加しているため、待機児童が解消されていません。

また、基礎調査によると、就労を希望する家庭の割合は66.5%となっており、保育園の受け入れ体制の拡充が求められています。

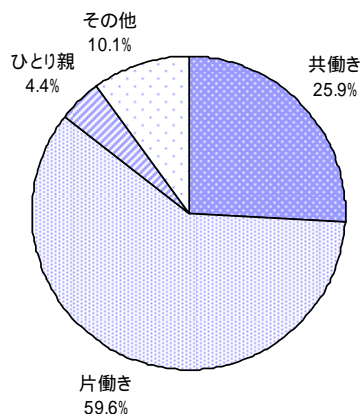
そして、通常保育以外にも、「延長保育」を18園、日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」を1園で実施していますが、多様な保育需要に応じていくため、さらなる充実が必要です。

座間市の就学前児童数・保育園入園定員・待機児童数の推移
(平成21(2009)年4月1日現在)

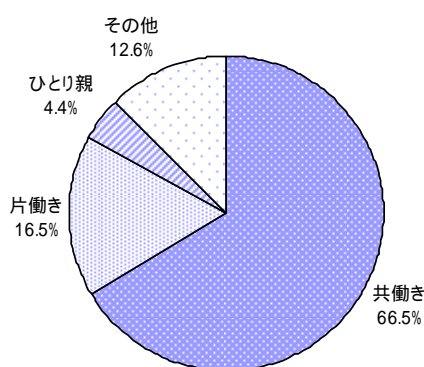
年度	就学前児童数	保育所入園定員	待機児童数
17	7,239	1,248	37
18	6,972	1,248	36
19	6,827	1,278	21
20	6,686	1,278	21
21	6,777	1,278	39

資料：市子育て支援課調べ

父母の就労状況（就学前児童）n=1828



父母の就労希望（就学前児童）n=1828



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

1-2-2 主要施策の基本方針

女性の社会進出や就業形態の変化等を背景として、保育園の利用を希望する児童の割合は年々増加しているため、待機児童の解消のため受け入れ定員枠の拡充を目指した、施設の増改築などの建替えを検討していきます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育の充実を目指します。

1-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
通常保育事業	保育園への保育士加配により、受け入れ可能児童数を増加させ、待機児童の減少、解消を目指します。	保育士加配による受け入れ児童数増加だけでは、待機児童が解消しないため、建替え等による定員数の増加により、待機児童の減少、解消を目指します。	待機児童解消	子育て支援課
延長保育事業	19時を越える延長保育について、充実を目指します。	延長保育の利用ニーズは多いが、実際の利用状況等を勘案しながら時間拡大について検討していきます。	19・20時を越える延長保育の実施	子育て支援課
休日保育事業	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。	地域バランスを考慮しながら、2か所目の実施について検討していきます。	2か所で実施	子育て支援課
認定保育施設等補助事業	認可保育園以外の保育施設のうち、一定の基準を満たした施設に対し、その運営費等を補助し、保育ニーズへの対応を図ります。	認可保育園の待機児童対応として有効なため継続します。	運営費等の補助	子育て支援課



1-3 子育て支援のネットワークの発展と育成

1-3-1 現況と課題

市内には、公民館等の社会教育施設で保育つき講座の保育ボランティアや育児サロン・子育て講座を企画運営している団体、福祉関係施設で子育て支援電話相談やサロン開設などの「子育て支援」にかかわる活動をしている団体がいくつもあります。

そして、平成15年7月、それぞれの活動をよりよいものにしたいと、今の子育て事情をよく知るための「子育て支援ネットワーク」が形成され、育児に関わる情報交換、相互の活動支援、行政との協働を目指し活動しています。

ネットワークを形成していくなかで、子育て支援を必要としている家庭に情報が届いているのかを把握しながら行政各機関相互の情報交換や連携の確立、強化を図る必要があります。

1-3-2 主要施策の基本方針

地域で活動している子育てサークルや子育て支援グループがネットワークを作って、市の機関と連携して行う子育て支援事業は、親のニーズを捉えたきめ細かい企画ができ、地域の教育力を高めることにもなります。さらに、ネットワークに参加してくれるグループの輪を広げ、これからの子育て支援についての関心、理解を高めていく必要があります。

また、子どもや親が自ら学ぶ生涯学習の視点での家庭教育支援と保健福祉機関が行なう育児支援の連携をますます強固なものにし、地域全体で子育て支援をする意識の啓発等を図る必要もあります。

新たな取組として、子育て支援にかかわる活動をしているグループが、今後も地域で活動を継続できるように、活動場所の提供や広報活動などの支援活動に取り組んでいきます。

1-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
子育て支援ネットワークの充実	子育てにかかわる活動を展開している団体がネットワークを形成し、学習と情報交換、行政・団体相互の活動を支援しつつ、併せて行政各機関との連携を図り、情報を提供します。	行政・団体相互の活動支援、行政各機関との連携として有効なため継続します。	ネットワークの充実	生涯学習推進課

1-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
子育て情報誌の充実	現在発行している子育て情報誌「ざまっぷ」をさらに多岐にわたり広めて、内容の充実を図り、関連する行政機関の窓口などで親等の養育者または妊娠中の方などに配布し、情報を提供します。	より多くの子育て世代に活用してもらうため継続します。	配布	生涯学習推進課
育児グループ支援事業「なかよしベビークラス」	乳児の親子が集い、子育てに関して情報を交換したり、悩みを話し合ったりすることにより、行政ではフォローできない分野の問題を親自らが克服し、孤独感を和らげます。	孤独感を和らげるだけでなく、この時期に伝える育児の知識の普及を継続して実施します。	年7回開催	保健医療課
子育て支援グループ活動支援事業	育児サロンや子育て講座など「子育て支援」にかかわる活動をしているグループが、今後も地域で活動を継続することができるように支援します。	新規事業として、実施に向けて検討します。	実施	子育て支援課



1-4 子どもの健全育成

1-4-1 現況と課題

子どもは成長に合わせて好奇心が高まり、それに伴い、行動・活動範囲が家庭中心から拡大されて広くなるため、放課後や休日における集える場所の設置に関して注目されています。

また、子どもは子ども達だけの世界を作ってしまう、現代の急激な社会情勢の変化に伴う、子どもの意識や感情の変化、さらに不登校や少年非行等に対応して適切な指導をすることが重要視されます。

1-4-2 主要施策の基本方針

児童館や公民館、青少年センター、コミュニティーセンター、その他学校の余裕教室を含めた公共施設の開放など、子どもたちが仲間や地域の人々と共に伸び伸び過ごせる居場所づくりに努めていきます。

さらに、地域と一体となった形で健全育成を図るべく、地域ボランティア、子ども会、自治会等が連携して対処できるような参加・協力体制の整備に努めていきます。

1-4-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
児童館の運営	放課後や休日の子どもの活動場所、健全育成の場所として、子どもの居場所づくりに努めます。	放課後や休日の子どもの居場所として、季節のイベントや映画会など運営の充実に努めます。	子どもの利用者数増加	子育て支援課
青少年センター活動事業	青少年センターを活動拠点として、小中学生を対象にした短期教室・講座の開催、青少年フェスティバルの開催等、青少年の健全育成の充実に努めます。	短期教室・講座、青少年センターフェスティバル等の充実に努めます。	参加者数増加	青少年課
コミュニティーセンター管理運営事業	市民の地域活動を通じた交流の場となっているコミュニティーセンターの運営内容の充実と有効な施設利用を図っていきます。	子どもの居場所づくりについて検討していきます。	子どもの利用者数増加	協働まちづくり課

1-4-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
「ざま遊友クラブ」の市内全小学校での実施	さまざまな遊びをとおして、異年齢間の交流や地域の方々と接する機会を持つ等、体験の場を作り、子どもの自主性を養う機会とします。	小学校の放課後有効利用や居場所作りとして継続しますが、運営条件としてはボランティアの拡充が必要です。特に地域での協力者をより多く発掘し、学校、家庭、地域の連携を強化することが重要です。	1ヶ所につき年24回開催	青少年課
協力団体の支援	青少年が地域と共に活動できるように、地域の協力団体の活動を支援します。	協力団体の活動の支援に努めます。	支援継続	青少年課
ジュニア・リーダーの発掘・養成	子ども会等の行事や活動をサポートする中高生（ジュニア・リーダー）の発掘・養成に努めます。	ジュニア・リーダーの発掘・養成に努めます。	ジュニア・リーダー数増加	青少年課
図書室の集い	いろんな本の紹介やお話を通し、公民館、北・東地区文化センターの図書室を広く知り、利用してもらえよう、集いを開催します。	子どもへの情操教育、読書活動の推進のため継続します。	実施	生涯学習推進課
赤ちゃんとのふれあい体験	思春期の学生に赤ちゃんとふれあう機会を提供し、小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。	市内の小中学生に小さな子どもへの慈しみの気持ちや命の大切さが伝わるよう内容や開催回数などを検討します。	年1回開催	保健医療課
青少年相談	青少年が直面するあらゆる問題に対し、青少年相談員、青少年心理相談員が対応します。	青少年相談員、青少年心理相談員の資質向上に努めます。	相談対応	青少年課
教育相談	悩みを抱えた児童生徒に対し、相談に応じます。	児童生徒の問題行動調査を毎年実施しているが、不登校・いじめの件数が減少しないため、今後も教育相談体制を維持する必要があります。	相談対応	教育指導課

第2章

親子が健やかに育つための支援

【施策展開の基本方針】

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、保健医療体制を充実させ、親と子どもの健康の維持や増進が必要です。

このため、各種健康診査やきめ細かな相談体制を充実させるなど、保健、医療、福祉、教育の分野間の連携を図りながら、地域における母子保健や思春期保健施策を充実させるとともに、親子が健やかに暮らすことができる地域の環境づくりを進めます。

【基本目標】

【主要施策の方向】



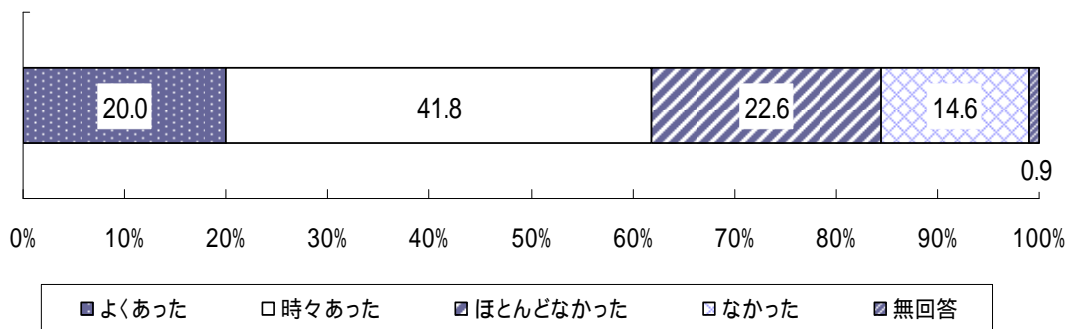
2-1 子どもや母親の健康の確保

2-1-1 現況と課題

本市では、安心して妊娠・出産ができるように、妊娠届の際、母子健康手帳の交付に併せて子育てハンドブック等副読本や母親父親教室・新生児訪問のパンフレット等を配布し、知識の普及とサービスの周知に努めています。また、初めて父となる方には、父子健康手帳を交付し父親の育児参加意識の普及に努めています。

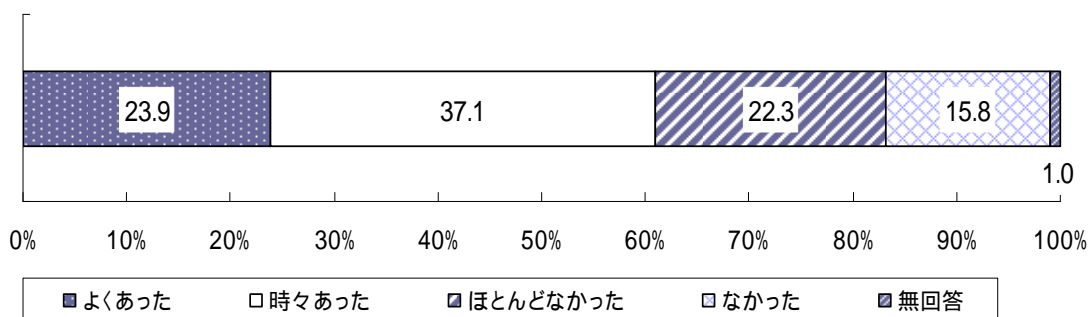
基礎調査によると、「子育てでどうしてもよいかわからなくなることがある」に関して、「時々ある」(55.7%)と「よくある」(7.4%)との回答を合わせた割合が6割を超えている。多くの家庭で子育てについて何らかの悩み事・問題を抱えている現状が窺われ、その改善が課題となっています。

お子さんを妊娠中、母親が精神的に不安定になったことはありますか。(就学前児童) n=1828



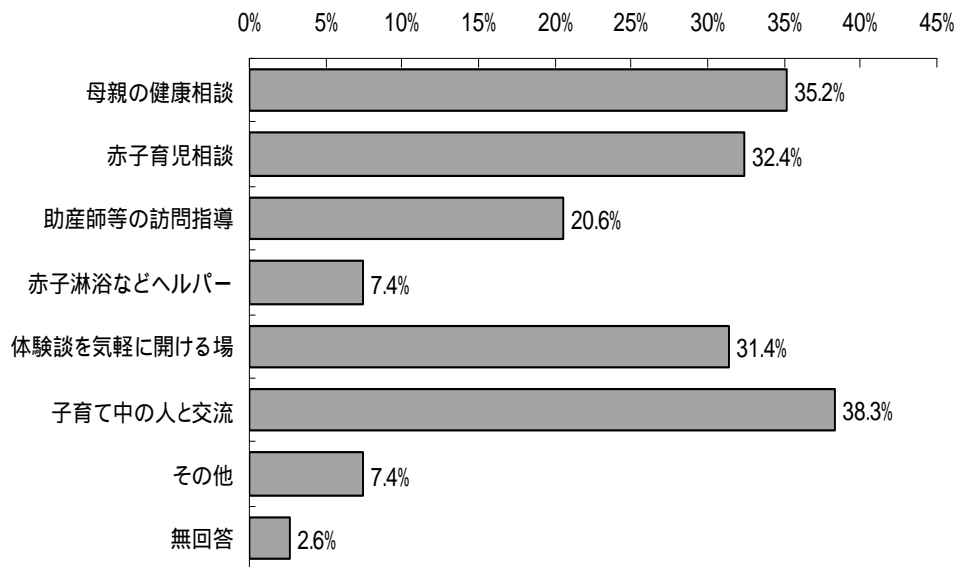
資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

出産後1ヶ月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことはありますか。(就学前児童) n=1828



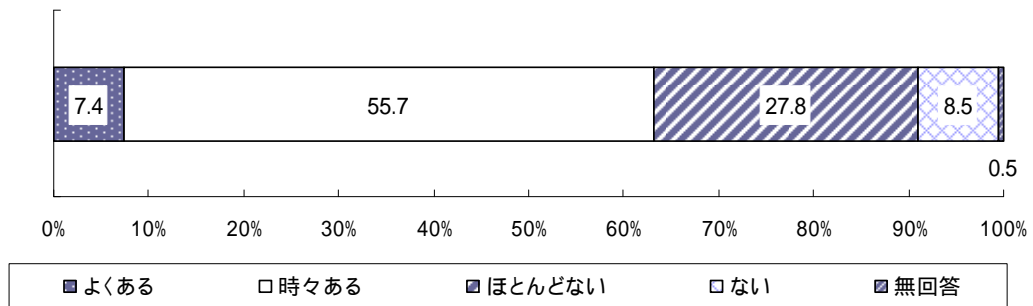
資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

妊娠中や出産後のサポートとして、どのようなサービスが重要だと思いますか。（就学前児童） n=1828



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

子育てでどうしてもいかわからなくなることがありますか。（就学前児童） n=1828



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減をはかる上で、新生児訪問、乳幼児健康診査、育児教室等を行っています。

平成 20 年度乳幼児健康診査受診率

健診名	実施回数	受診数（受診率）
4 か月児健康診査	12 回（月 1 回）	1,098 人（95.0%）
8～10 か月児健康診査	指定医療機関で随時	1,043 人（91.8%）
1 歳 6 か月児健康診査（内科）	指定医療機関で随時	1,012 人（91.9%）
1 歳 6 か月児健康診査（歯科）	24 回（月 2 回）	994 人（90.3%）
2 歳児歯科健康診査	12 回（月 1 回）	643 人（55.6%）
3 歳 6 か月児歯科健康診査	12 回（月 1 回）	959 人（87.9%）

資料：市保健医療課調べ

2-1-2 主要施策の基本方針

安心して妊娠・出産できるよう、母親父親教室のあり方等を検討し、更なる内容の充実を図ります。
 また、夫婦の協力、父親の育児参加を進めるため、父子健康手帳の配布も継続的に行います。
 成長の著しい乳幼児期は、成長の確認や疾病の早期発見だけでなく、育児不安の軽減や友達作りをしやすいような乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等の事業を展開します。
 また、電話相談や家庭訪問など個々の家庭に配慮した育児支援も継続的に行います。

2-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
妊娠届	保健医療課及び各出張所にて妊娠届を受領。出産予定日、医療機関の確認と現在抱えている不安、疑問について対応します。また、リスクの高い妊婦に対しては、継続的にフォローを行います。	ハイリスク妊婦、特に若年妊婦のフォロー体制を充実します。また、喫煙妊婦に対する継続的な禁煙指導をします。	受領対応	保健医療課
母子健康手帳の交付	妊娠届出者に対して交付。母が外国籍の場合、外国語版を交付することもあります。併せて、子育てハンドブック等の副読本と母親父親教室・新生児訪問のパンフレット等と一緒に配布します。	ハイリスク妊婦、特に若年妊婦のフォロー体制を充実します。喫煙妊婦に対する継続的な禁煙指導をします。	交付	保健医療課
妊婦健康診査	神奈川県産婦人科医会に委託。妊婦の健康管理として、健診費用を助成します。	妊婦健診の費用補助をして、必要な妊婦健診が受けられるようにします。	健診費用の補助	保健医療課
父子健康手帳の交付	初めて父となる人に対して交付します。	有効活用できるよう交付時の案内をしていきます。	交付	保健医療課
妊婦電話相談	妊娠届、妊婦健康診査の結果等から、妊娠・出産の時期が順調に過ごせるよう電話相談にて支援します。	タイムリーなフォロー体制の継続をします。	相談対応	保健医療課

2-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
母親父親教室	妊娠20～31週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信を身につけてもらうことを目的とします。	妊婦同士の交流が深まるよう、参加型プログラムに改善して充実を図ります。	年7回開催	保健医療課
出生連絡票受理	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明・紹介します。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。	出生連絡票の提出率を80%以上に維持できるようPRしていきます。	出生数に対し、80%以上の提出	保健医療課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに実施を継続します。フォローが必要な場合は的確に対応していきます。	実施	保健医療課
乳幼児訪問指導	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	各事業の事後フォロー体制を強化し、親子に充実した支援を継続します。	実施	保健医療課
育児グループ支援事業「なかよしベビークラス」	乳児の親子が集い、子育てに関して情報を交換したり、悩みを話し合ったりすることにより、行政ではフォローできない分野の問題を親自らが克服し、孤独感を和らげます。	孤独感を和らげるだけでなく、この時期に伝える育児の知識の普及を継続して実施します。	年9回実施	保健医療課
離乳食育児教室「赤ちゃん教室」 生後5～6か月児「もぐもぐ教室」 生後7～8か月児	概ね生後5～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	個々の赤ちゃんの成長、発達に合わせて離乳食がスムーズに進められるように支援します。	赤ちゃん教室 年12回開催 もぐもぐ教室 年9回開催	保健医療課
1歳児むし歯予防教室「歯っぴーバースティ教室」	1歳児とその親を対象に、歯磨きの方法やむし歯予防のための食事やおやつについて、知識と理解を深められるようにします。	子どもに適した歯磨き方法がわかり、むし歯予防の知識が習得できるように継続して情報提供します。	年10回実施	保健医療課
乳幼児健康診査	子どもの発育・発達の確認をすることで、安心感が得られるようにします。また知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。 (4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査)	未受診者に対しては継続して、未受診フォローの実施します。	4ヶ月健診未受診者については、全数把握	保健医療課

2-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
2歳児歯科健康診査	むし歯予防の生活習慣が確立する2歳児を対象に健診・教育、予防処置を行い、歯を通して生活を見直す機会とします。	3歳6か月児歯科健診のうち、罹患率が20%にとどまるようにしていきます。	受診率50%以上	保健医療課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
親子相談 発達相談 ことばの相談	行動発達、言語発達や子どもへのかかわり方について心配のある親子に対し相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す支援をします。	親の相談に対し、適切な処遇を実施します。	相談対応	保健医療課 障害福祉課
電話相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。また、保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く、必要性も高いため継続します。	相談対応	保健医療課 子育て支援課
乳幼児フォロー 教室「わくわくフ ォロー教室」1歳 6か月児フ ォロー「すくすくフ ォロー教室」3歳6 か月児フ ォロー	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	母親自身が育児に自信が持てるよう、積極的な参加を促し、親子に適切な支援を継続して行います。	わくわく教室 年24回開催 すくすく教室 年24回開催	保健医療課
予防接種	感染症の恐れがある疾病の発生および蔓延防止を目的に予防接種を行い、公衆衛生の向上に努めます。 集団接種 ポリオ・ツベルクリン・BCG 個別接種 麻疹・風疹・三種混合・日本脳炎	健診時、就学前等で未接種者を把握し、接種の勧奨を行っていきます。	予防接種法による予防接種の接種割合90%	保健医療課
小児医療費助成制度	小児の健康の増進に資する事を目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を図ります。	対象年齢引き上げ、所得制限の撤廃について検討していきます。	対象者の拡大	保健医療課

2-2 心と体を育む“食育”の推進

2-2-1 現況と課題

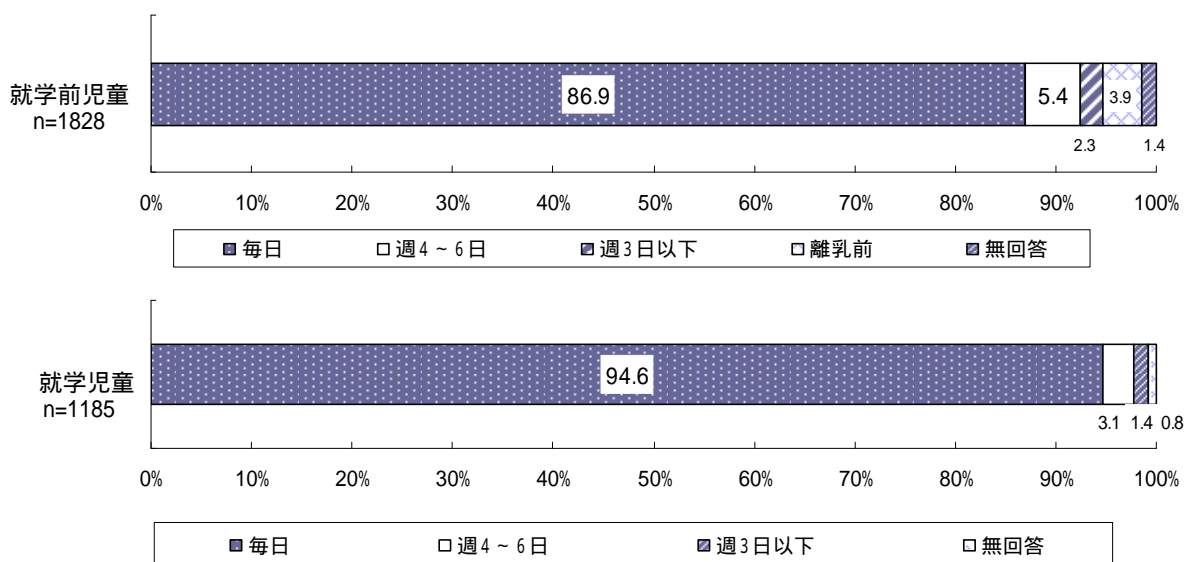
本市では、妊娠中から“家族の食事”に視点を置き、規則正しい生活習慣や食事の必要性について知識の普及に努めています。乳幼児健診や育児教室等においても栄養士が個別・集団で各発達段階に合わせた食事の進め方を伝え、食事に対する不安の軽減を図り、進んで楽しい食生活が送れるよう支援しています。

保育園では、地域の伝統的な食事体験や地域の人との会食、調理体験などを通し、食育の推進を図っています。

小学校では、給食に地場産物を積極的に取り入れたり、さまざまな場面で食に関する指導を行ったりしており、中学校では、生活に必要な基本的知識と技能の定着を図ることを目的に食育の支援を行っています。

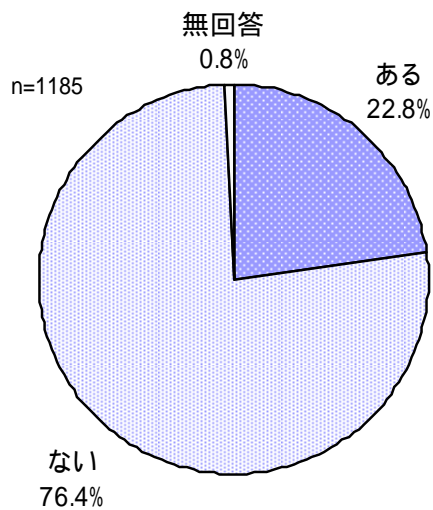
現代の食生活は社会環境の変化に伴いさまざまな影響を受けています。朝食の欠食や遅い夕食、一人で食べる孤食、外食や加工食品の利用増加など基本的な生活習慣や食習慣の欠如が問題となっています。

お子さんは、毎日朝食を食べていますか。



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

お子さんだけで食事をとることがありますか。また、その回数。(就学児童)



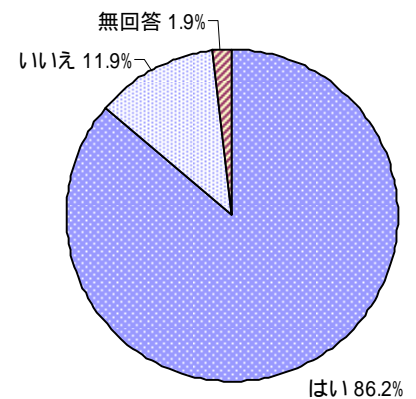
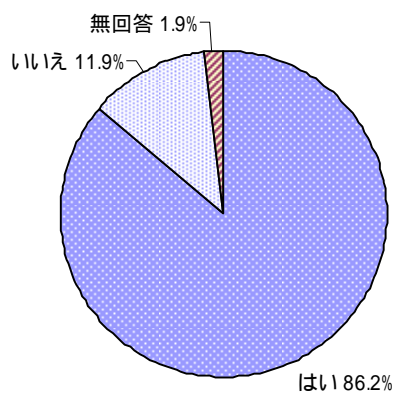
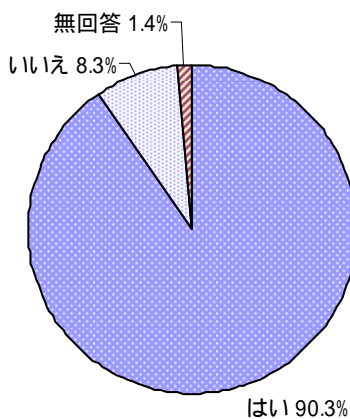
月における孤食の回数 n=270

月1回以下	17.0%
月2回	16.7%
月3回	14.1%
月4回	10.4%
月5~9回	11.5%
月10回以上	23.0%
無回答	7.3%

資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

お子さんについて、意識的に気をつけて実行していること。(就学児童) n=1185

- ① 栄養のバランスをとる ② 間食をしすぎない ③ 夜遅く食べない



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

2-2-2 主要施策の方向

食育について、母子保健事業、保育園、小中学校、地域等それぞれの場面で取り組んでいます。更なる情報交換・連携を行っていきます。そして、食の課題を共有し、課題に関する情報の集約や分析を行い食育の推進に努めていきます。

公民館開設事業（学級、講座）のなかで、小・中学生を対象に、地域の食文化を考えたり、地域における食育を推進します

また、食のボランティアである食生活改善推進員の養成及び育成の充実や生産者・事業者との連携等により、稲作体験や野菜作りを通して世代間交流を深めたりするなど、地域における食育を推進します。

2-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
冊子配布	母子健康手帳交付時に副読本として、『教えて！楽しい食卓』を配布します。	妊娠をきっかけに自身だけでなく家族の食生活にも目を向け、家族単位での健康づくりにつなげていきます。	配布	保健医療課
母親父親教室	「栄養のお話」という項目で、妊娠中から家族の食事に視点を置いて食事について学べるように支援します。	妊婦同士の交流が深まるよう、参加型のプログラムに改善して充実を図ります。	年9回開催	保健医療課
産婦新生児訪問	希望する家庭に保健師・助産師が家庭訪問し、子どもの発育状態を観察した上でその母子に合った授乳方法等について支援します。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに実施します。また、フォローが必要な場合は的確に対応していきます。	実施	保健医療課
各種乳幼児健康診査	4か月児健康診査…受診者に対し、集団で離乳食開始に向けての話をします。2歳児歯科健康診査…受診者に対し、集団で飲み物やおやつ取り方が歯に与える影響などを伝え、良い生活習慣が身につくよう支援します。4か月児、1歳6か月児歯科検診、3歳6か月児健康診査…個別栄養相談の機会を設け、子どもの発育、生活習慣、食の自立等個々の家庭に合わせた支援を行います。	その時期にかかえている問題が解決できるよう、健診の機会に相談に応じます。また肥満ややせ、う歯など健診で発見された事について食生活上の助言をしていきます。	実施	保健医療課
離乳食教室	概ね生後5～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	個々の赤ちゃんの成長、発達に合わせて離乳食がスムーズに進められるように支援します。	赤ちゃん教室 年12回開催 もぐもぐ教室 年6回開催	保健医療課
1歳児むし歯予防教室「歯っぴーパースティ教室」	1歳児とその親を対象に、歯磨きの方法やむし歯予防のための食事やおやつについて、知識と理解を深められるようにします。	子どもに適した歯磨き方法がわかり、むし歯予防の知識が習得できるように情報提供します。	年10回開催	保健医療課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
保育園（食育）	保育園在園児及び保護者への食育の推進。 ・計画の策定を行い食育に取り組む体制作りをする。 ・飼育・栽培・調理体験や地域の伝統的な食事の体験を行う。 ・保護者向けに相談や講演会の開催、地域の人との会食を行う。	食育計画により、保育園在園児及び保護者の食育を推進していきます。	食育計画の推進	子育て支援課

2-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
小学校 (食育)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科において食に関する指導を行う。 ・給食時間に食に関する指導を行う。 ・献立の工夫（年間テーマを決めて作成）献立表に説明文を載せ、興味関心を深める。 ・献立に使われている食材の説明を配布し、旬の食材や食品の知識を深める。 ・地場産業を活用し、興味関心をもたせる。 	食育に関する研修会や情報の提供により、学校における教育活動全体を通して、食育の推進を行います。	食育の授業 全学年で年 2回実施	学校教育課 教育指導課
中学校 (食育)	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必要な基礎的・基本的知識と技能の定着を図ります。 ・食事の果たす役割と健康を知る。 ・栄養素の種類と働きを知り・特徴を知り、一日の献立を作る。 ・食品の選択、調理計画を立て、調理を行う。 ・自分の食生活を振り返り季節毎の食を知る。 	食育に関する研修会や情報の提供により、学校における教育活動全体を通して、食育に取り組める体制作りを行います。	食育の全体 計画作成	教育指導課
食生活改善推進事業	自らの健康を守る市民運動として、核となる人材を育成し、地域ぐるみの健康づくりを推進。	養成講座の内容を一部見直し、より良い人材育成を目指します。	食生活改善推進員になる人の割合70%	保健医療課
公民館学級・講座開設事業	公民館開設事業（学級、講座）のなかで、小・中学生を対象に、地域の食文化を考えたり、稲作体験や野菜作りを通して世代間交流を深めたりするなど、地域における食育を推進。	さらなる各地域での食育推進を図るため継続します。	実施	生涯学習推進課



2-3 思春期保健対策の充実

2-3-1 現況と課題

将来、父親母親となる子どもたちにとって思春期は重要な時期であり、健やかに子どもたちが成長するためには思春期に特有の心や体の問題、性に関する悩みなどを克服していくことが大切です。

近年、少子化・核家族化などにより小さな子どもとふれあうことが減少傾向にあることから、子どもたちが生命の大切さ、尊さについて考える機会が少なくなっています。また、情報化社会によりたくさんの情報が子どもたちにもたらされていますが、その情報の中には誤った内容も多く見受けられます。

本市では「赤ちゃんとのふれあい体験」事業を通じて、思春期の中学生に対して命の尊さを考える機会の提供をしています。また、小・中学校において性教育の講義を行い、性に関する正しい情報の提供や、思春期の心や体などの問題に対して、相談に応じています。

今後は、さらに、思春期の子どもたちが命の大切さ、さらには妊娠・出産の身体への影響や社会的責任を理解できるように、学校、県と協力し連携を図ることにより事業を充実していく必要があります。

2-3-2 主要施策の方向

小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝える「赤ちゃんとのふれあい体験」をより多くの子どもに体験してもらうよう、年齢の幅をひろげたり、内容の検討を行い、充実を図ります。

また、子ども達の悩みに対して、適切に支援できるよう、より学校や県との連携を進め、充実を図ります。地域・学校保健担当者・行政との連携を図り、思春期の子どもたちの健やかな発達を目指し情報交換を行っていきます。

2-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
中学生と赤ちゃんとのふれあい体験事業	思春期の学生に赤ちゃんとふれあう機会を提供し、小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。	小さな子どもへの慈しみの気持ちや命の大切さが伝わるよう、内容や開催回数などを検討し、継続していきます。	年1回開催	保健医療課
教育相談	悩みを抱えた児童生徒に対し、相談に応じます。	児童生徒の問題行動調査を毎年実施しているが、不登校・いじめの件数が減少しないため、今後も教育相談体制を維持する必要があります。	相談対応	教育指導課
定期健康診断	学校において児童生徒の健康保持増進を目的として、身体状況の検査を毎年定期的に行います。	児童・生徒の健康の保持増進を図ります。	全児童・生徒への実施	学校教育課
学校保健安全教育研修会	性感染症予防について等、性に対する正しい情報の提供を行います。	心と身体を一体として捉え、「性感染症予防普及講演会」と「思春期保健講座」を一本化する。事業名も「学校保健安全教育研修会」と変更し、思春期特有の心や身体の問題、性に関する不安や悩みに対する児童・生徒へ適切な指導を行うために、市内小中学校教員に思春期における性に関する指導についての啓発や研修を行います。	隔年で研修実施	教育指導課
未成年者の喫煙防止対策推進事業	未成年者の喫煙防止、受動喫煙の害の減少、防止にむけた環境作りを進めます。	分煙対策に関しては一定の成果が見られることから、事業名を未成年者喫煙防止推進事業に変更し、市内小中学校への未成年者の喫煙防止のための啓発を行います。	薬物乱用防止教室市内全校実施	教育指導課



2-4 小児医療の充実

2-4-1 現況と課題

本市の小児救急医療体制は、休日急患センターを平日夜間及び休日における一次救急医療の拠点としています。また、神奈川県保健医療計画に基づき、県との連携による広域的な病院群の輪番制で深夜及び重症患者の診療にあたる二次救急医療、より高度で特殊・専門治療が必要な重篤患者を北里大学病院が受け入れる三次救急医療の各体制を整え、急病患者に的確に対応しています。特に休日急患センターは近隣三市（座間市・綾瀬市・海老名市）の小児救急医療センターとして運営しており、高く評価されています。この小児救急医療体制を将来にわたって維持していくためには、絶対数の不足が危惧されている小児科医師の確保が大きな課題となっています。

平成 20 年度居住地別患者数

区分	休日急患センター	比率	救急病院	比率
座間市	4,481 人	45.0%	1,060 人	30.0%
綾瀬市	1,689 人	16.9%	909 人	25.8%
海老名市	3,481 人	34.9%	1,354 人	38.3%
その他	315 人	3.2%	209 人	5.9%
計	9,966 人	100.0%	3,532 人	100.0%

資料：市保健医療課調べ

2-4-2 主要施策の基本方針

広域的な連携のもと、小児が急病になった時にいつでも安心して受診できる小児救急医療体制の維持充実に努めます。

2-4-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
小児救急医療体制	休日急患センターを平日夜間及び休日における一次救急医療の拠点としています。また、神奈川県保健医療計画に基づき、県との連携による広域的な病院群の輪番制で深夜及び重症患者の診療にあたる二次救急医療、より高度で特殊・専門治療が必要な重篤患者を北里大学病院が受け入れる三次救急医療の各体制を整え、急病患者に的確に対応しています。 広域的な連携のもと、小児が急病になった時にいつでも安心して受診できる小児救急医療体制の充実に努めます。	広域的な連携のもと市民が安心して受診できる医療体制を維持するために継続します。	体制充実	保健医療課

第3章

子どもが心豊かに学び育つ教育環境

【施策展開の基本方針】

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくためには、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力まで含めた生きる力を身に付けることが重要となり、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導など学校の教育環境等の整備を図っていきます。

子どもが健やかに成長するためには、家庭が健全であることが基本です。親に対して、子どもに対するしつけや生活習慣の見直しを含め、家庭における子育ての重要性を再認識させるとともに、子どもの成長に応じて子育てに関する知識や技術を得る機会を積極的に提供するなど、家庭の教育力を充実させていきます。

あわせて、地域ぐるみで子どもの健全育成を進める体制づくりを推進します。

【基本目標】

【主要施策の方向】

子どもが心豊かに学び育つ教育環境

(1) 次代の親の育成

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

3-1 次代の親の育成

3-1-1 現況と課題

次代を担う今日の子どもたちは、「少子高齢社会」あるいは、「高度情報化社会」また、「価値観の多様化」等と評され、変化が激しく、複雑化した今日の社会状況の中においても確実にその成長の歩を進めています。

子どもたちは、その成長とともに独立心・好奇心が旺盛になり、行動範囲も年齢とともに広がっていきます。また、高度化、複雑化している社会状況は、座間市においても例外ではなく、子どもたちは、その成長とともに、家庭、地域、学校など子どもたちの日常のあらゆる生活場面において直接経験し、また、間接的にメディア等を通してさまざまな面で否応なく影響を受けながら生活しています。

このことによって社会全体がより便利で豊かになってきていると同時に、様々な点で子どもの生活に深刻な影響を及ぼしつつあることも現実の姿といわなければなりません。

次代を担う子どもたちが、将来にわたって子ども自身はもちろんのこと、その次の世代になった中でも今の子どもたちが安心して一社会人として、また、親としての責任を果たし、将来の子どもたちも健やかに成長していくことができるための環境の整備が強く求められているといえます。

3-1-2 主要施策の基本方針

将来の親となる中高生等に対しては、中高生が学び成長し、しっかりとした次世代の親になっていけるように、乳幼児とのふれあう機会を提供し、小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。

3-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
中学生と赤ちゃんとのふれあい体験事業	思春期の学生に赤ちゃんとのふれあう機会を提供し、小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。	小さな子どもへの慈しみの気持ちや命の大切さが伝わるよう内容や開催回数などを検討し、継続していきます。	年1回開催	保健医療課
地域育児センター事業	保育園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するため、育児相談のほか、子育て家庭交流事業、中高校生と園児の体験交流等を行います。	保育園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するために有効なため継続します。	全保育園で実施	子育て支援課

3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

3-2-1 現況と課題

現代は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性が増す「知識基盤社会」の時代といわれています。

このような時に学校教育で求められることは、「生きる力」とであると、平成 20（2008）年 3 月に学習指導要領で示されました。

「生きる力」とは、

- ・ 基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力
- ・ 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ たくましく生きるための健康や体力

などの知・徳・体のバランスのとれた能力を示したものです。

これまでも「生きる力」の育成に向けて、地域の人材活用、情報化・国際化に対応した教育及び、特別支援教育をはじめとして児童生徒のニーズに適切に対応することに努め、豊かな人間性をはぐくむ特色ある学校づくりに取り組んできました。

今後とも、これからの激変する社会において、本市の子どもたちが家庭・学校・地域の中で、各々の個性を尊重し、共に学び合い、一人ひとりが豊かな心をはぐくみ、生きる力を培い、明るく元気な生活を送れるようにしていく必要があります。

3-2-2 主要施策の基本方針

学校教育においては、基礎基本の定着を図ると共に、豊かな心の教育の充実を図ります。

小中学校では、「こころ・ときめきスクール推進事業」を展開し、保護者・地域との連携を深めながら、地域の特性を生かしたカリキュラムを作成するほか、ノーマライゼーションの視点に立った教育により、障がいのある児童生徒への支援を推進します。

また、一人ひとりの子どもたちの自己実現が図れるよう、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成を目指します。

3-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
小中学校における「豊かな心の教育」の推進	豊かな心をはぐくむ教育は、教育活動全体を通して、知・徳・体の調和の取れた人間育成をしていくことである。学校教育においては、特に子どもたちの自己実現をめざした取組みを重点として推進します。	豊かな心をはぐくむために、学力の育成については、指導方法の改善や指導体制の工夫等に努め、意欲的に考え、主体的に物事を判断したり、自分の言葉で表現したりできる教育を推進します。徳育については、子どもの心に響く道徳教育および人権教育の充実を図ります。体力については、早寝早起き朝ごはん等、健康で安全な生活に目を向け、家庭とも協力して、体力の向上を図ります。	「豊かな心の教育」の実施	教育指導課
こころ・ときめきスクール推進委託事業	「豊かな心の育成」に積極的に取り組むとともに、児童生徒一人ひとりの「生きる力」の育成を目指して外部教育力を生かした教育活動等を展開し、創意に富んだ特色ある学校づくりを推進します。	児童生徒一人ひとりの「生きる力」の育成のため継続します。	実施	教育指導課
教育相談	悩みを抱えた児童生徒に対し、相談に応じます。	児童生徒の問題行動調査を毎年実施しているが、不登校・いじめの件数が減少しないため、今後も教育相談体制を維持する必要があります。	相談対応	教育指導課
適応指導教室事業	不登校児童生徒を対象にカウンセリング、集団での活動、教育指導等を組織的・計画的に行い、児童生徒の精神的自立を援助します。	不登校児童生徒の精神的自立に有効なため継続します。	実施	教育指導課
障害のある児童生徒への支援の推進	小中学校における特別支援教育の推進、特別支援学校との連携の促進、さらにノーマイゼーションの視点に立った教育により、障害のある児童生徒への支援を推進します。	今後も特別支援教育補助員を増員し、児童生徒の支援を充実させていきます。	全校配置	教育指導課
外国人英語指導講師派遣事業	小学校11校に3人、中学校6校に3人の外国人英語指導講師を派遣し、各学校における英語教育及び国際理解教育を推進します。	新学習指導要領により、平成23年度から小学校外国語活動5・6年生に位置づけられたことにより要請が増しているため継続します。	小学校は、1クラス18時間配置。中学校は継続。	教育指導課
障害児介助員設置事業	市内の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、重度の障害があり、学校生活における介助が必要な児童への生活面での介助などの支援を行います。	特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障害のある子どもの数が増えており、適切に支援する必要性が増しているため継続します。	全校に配置する	教育指導課

3-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
外国人子女日本語指導協力者派遣事業	市内小中学校に在籍している児童生徒で、外国籍の児童生徒のうち、日本語の指導が必要な児童生徒に日本語の指導を行います。	市内小中学校に在籍している外国籍の児童生徒のうち、日本語の指導が必要な児童生徒は継続的に在籍するため継続します。	現状維持	教育指導課
部活動指導協力者派遣事業	中学校の部活動の指導者として、学校の部活動の指導の充実をはかります。	部活動が新学習指導要領に位置づけられるとともに、部活動の専門的指導者減少の中、派遣事業により、学校の部活動の指導の充実が求められているため継続します。	1校に5名配置する。	教育指導課
学校保健安全教育研修会	性感染症予防について等、性に対する正しい情報の提供を行います。	心と身体を一体として捉え、「性感染症予防普及講演会」と「思春期保健講座」を一本化します。事業名も「学校保健安全教育研修会」と変更し、思春期特有の心や身体の問題、性に関する不安や悩みに対する児童・生徒へ適切な指導を行うために、市内小中学校教員に思春期における性に関する指導についての啓発や研修を行います。	隔年で研修実施	教育指導課
未成年者の喫煙防止対策推進事業	未成年者の喫煙防止、受動喫煙の害の減少、防止にむけた環境作りを進めます。	分煙対策に関しては一定の成果が見られることから、事業名を未成年者喫煙防止推進事業に変更し、市内小中学校への未成年者の喫煙防止のための啓発を行います。	薬物乱用防止教室市内全校実施	教育指導課
幼稚園就園奨励費補助	認可幼稚園に子どもを通園させている保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興に役立てるため、就園奨励費補助金を支給します。	主に経済的理由により子どもを育てられない世帯を支援するため、幼稚園に就園する園児の保護者に入園料及び保育料の一部を補助します。	対象者へ補助	教育管理課

3-3 家庭や地域の教育力の向上

3-3-1 現況と課題

本市では、公民館等で乳幼児をもつ親の学級の開催や小・中学校 PTA でも家庭教育講座を開催するなど、家庭の教育力向上のための事業に取り組んでいます。

また、放課後の子どもの健全育成を願い、地域の支援者が学校施設を利用して「遊友クラブ」を開設するなど、子どもが学び育ちあう環境の整備にも努めています。

子どもが安心して学び育っていくための環境整備は、子どもを含めて利用する地域住民のニーズと多くの市民の参加の下に取り組むを進める必要があります。

さらには、学校をはじめとして公民館、児童館、コミュニティーセンター等公共機関の取り組みと連携しつつ、家庭、地域、学校・行政が一体となった取り組みの中で、子どもはもちろん保護者・地域を含めた教育力の向上が強く求められています。また、子どもたち自身が、将来家庭を築き、子どもを生み育てる事の大切さを理解できるようにすると同時に、親として、一社会人としての自覚と責任を持った大人に育っていく事が強く望まれることから、家庭教育をはじめとする地域の教育環境の整備を進めていくことを通して、地域のつながりを深めると同時に、地域文化の継承をはかるなどの活動を通して、地域全体の教育力の向上をはかっていく必要があります。

3-3-2 主要施策の基本方針

子どもたち自身が、生活する地域とのつながりを大切にすることを育み、地域の担い手として成長していくことが求められることから、地域や学校、公民館、コミュニティーセンター、図書室などを利用して親や地域の人々とともに学び、友達づくり、教育力の向上に努めます。

また、健康増進を目標にする親子スポーツ、泳力向上の市民プールや団体での自主性・協調性を高めるためのスポーツ等を展開していきます。

妊娠中や乳幼児を持つ親を対象に育児不安の解消や仲間作りのための講座開催や、子育て支援、子育て中の親の連携、情報交換、学習の場の提供をし、家庭教育・子育て支援等の基礎学習をします。

新たな取組として、図書館職員及びボランティアが、座間市で生まれたすべての赤ちゃんとその親を対象に、赤ちゃん用の絵本、図書館利用案内等の入った、ブックスタートパックを進呈し、読書の重要性を啓発していきます。

3-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
公民館学級・講座開設事業	公民館学級・講座開設事業（学級、講座）のなかで、「公民館コンサート」、「自然と触れ合う体験学習」、「街を探検して地域を知る講座」、さらに「おはなし会」を開催するなど、親や地域の人々とともに学ぶ機会を設け、家庭や地域の教育力の向上に努めます。	さらなる市内全域の家庭・地域の教育力の向上を図るため継続します。	実施	生涯学習推進課
「ざま遊友クラブ」の実施	さまざまな遊びをとおして、異年齢間の交流や地域の方々と接する機会を持つ等、体験の場を作り、子どもの自主性を養う機会とします。	小学校の放課後有効利用や居場所作りとして継続しますが、運営条件としてはボランティアの拡充が必要です。特に地域での協力者をより多く発掘し、学校、家庭、地域の連携を強化することが重要です。	1ヶ所につき年間24回開催	青少年課
子育てサロン	子育て中の母親たちが気楽におしゃべりができる「場」を提供して、気楽に参加できる集まりの場とし、友達づくりを推進します。	母親の悩み解消など、親子に適切な支援を行うため継続します。	場の提供	生涯学習推進課
読書普及活動	市内全域に図書館サービスを図るため、図書館、公民館図書室において、直接利用が困難な地域に移動図書館を設置しています。小学校5校、児童遊園地、児童館等に設置して、読書普及活動を実施しています。また、小学校1校に、常設の出張図書館を設置して、読書普及活動を展開しています。	市内全域に図書館サービスを図るため、継続します。具体的には、移動図書館車の運行（車使用可能時期まで）、公民館図書室における図書の利用等を行います。	活動継続	図書館 生涯学習推進課
座間市子ども読書推進計画	平成13（2001）年12月公布・施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」、平成16（2004）年1月に制定・施行された「神奈川読書のススメ～神奈川県子ども読書推進計画～」に基づき、作成した座間市における読書推進計画を推進する。	5ヵ年計画での事業は平成22年度で終了するが、この計画をもとに、座間市子ども読書活動推進事業として、一部変更して継続していきます。具体的には、読み聞かせや季節の行事、調べ学習等を基盤とした図書館独自の事業を企画していきます。	計画推進	図書館
親子スポーツ対策事業	親子のふれあい、健康増進を目標に「ふれあいピクニック」「ソフトバレー教室」「ファミリーバドミントン教室」などを開催しています。	親子での参加がふえているので継続していきます。参加者の増大に向け、広報活動等を見直し、開催を周知していきます。	親子での参加率50%	スポーツ課
スポーツ少年団	スポーツを通して、青少年の健全な身体と精神の育成を図り、団体の中での自主性、協調性を高めるための事業展開をしています。	座間市本部として、指導者育成事業、ジュニアリーダー育成事業を継続していきます。座間市本部事業の充実に向け、役員等の育成及び指導をしています。	ジュニアリーダー交流会は20団体40名、交流大会は20団体600名の参加	スポーツ課

3-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
市民プール開放事業	各小学校区単位に設置してきた市民プールは、一般市民に開放すると同時に、各プールで学校専用期間を設け、児童生徒の泳力向上に積極的に努めています。また、2施設に幼児用プールを併設しています。	学校専用期間による水泳授業、夏期休暇における子ども達の遊び場として必要不可欠であるため、継続します。	年間延べ 60,000人	スポーツ課
子育てフェスティバル	子育て支援、子育て中の親の連携、情報交換、学習の場の提供をします。	子育て支援、子育て中の親同士の連携、情報交換、家庭教育の場として継続します。	場の提供	生涯学習推進課
子育てわくわく学級	子育てについての学びと共に母親の自立を目指します。	子育て世代への家庭教育の推進のため継続します。	実施	生涯学習推進課
幼児を持つ母親教室	子育てについての学びと共に母親の自立を目指します。	子育て世代への家庭教育の推進のため継続します。	実施	生涯学習推進課
幼児を持つファミリー学級	子育て中の母親・父親たちの仲間作りと自立を目指します。	子育て世代への家庭教育の推進のため継続します。	実施	生涯学習推進課
こころの育児サロン	妊娠中や乳幼児を持つ親を対象に育児不安の解消や仲間作りのための講座を開催します。	子育て世代への家庭教育の推進のため継続します。	実施	生涯学習推進課
ブックスタート	図書館職員及びボランティアが、座間市で生まれたすべての赤ちゃんとその親を対象に、赤ちゃん用の絵本、図書館利用案内等の入った、ブックスタートバックを進呈し、読書の重要性を訴える。毎年の継続事業とし、対象になる、赤ちゃんとその親には図書館に来館していただく方式をとる予定。子ども読書活動推進計画でも盛り込まれた事業。	新規事業として実施に向けて検討します。	実施	図書館

3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

3-4-1 現況と課題

地域の生活環境は、関係各機関の努力や地域の理解と協力によって年を追って整備されてきています。また、子どもたちの安全確保や教育環境の整備に関しても徐々に支援の輪も広がってきています。しかしながら、ここ数年来子どもたちが被害者となったり子どもたち自身がかかわったりする事件や事故の報道が後を絶ちません。また、環境の面では、地域によっては、書物や情報等の面で児童生徒に健全な成長に好ましくない影響を及ぼしかねない物が子どもの目に触れるところに氾濫している状況も見られます。

子どもたちの豊かな成長を期する意味からも早急に関係各機関との連携等を含めてこうした環境の改善に努力していく必要があります。

3-4-2 主要施策の基本方針

地域ばかりではなく社会全体がめまぐるしく変化している中で、子どもたちをめぐる生活環境も、子どもたちに深刻な影響を与えつつあります。こうした現状を適切に把握していくと同時に、関係機関、学校、家庭、地域の連携と協力をもとに、薬物乱用防止街頭キャンペーンを行います。

また、電話事業者と連携し、正しい携帯電話の使用方法を子どもたちに周知・徹底を図ります。

3-4-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施	各種団体の協力を得て、薬物乱用防止街頭キャンペーンを実施します。	若年層への薬物乱用防止教育の徹底の観点から、学校主導への転換を検討します。	実施	青少年課
正しい携帯電話の使用方法の啓発	携帯電話を通じた違法メールの受信や違法サイトの閲覧などを防止する正しい携帯電話の使用方法を子どもたちに周知啓発します。	有害環境から子どもを守るために有効なため継続します。	全校で実施	教育指導課

第4章

子育てにやさしい地域環境

【施策展開の基本方針】

子育て世帯へのゆとりある居住空間を確保するとともに、子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を進め、子育て世帯が安心して利用できる公共環境の整備を推進します。

【基本目標】

【主要施策の方向】

子育てにやさしい地域環境

(1) 良好な居住環境の確保

(2) 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

4-1 良好な居住環境の確保

4-1-1 現況と課題

子育て家庭において、子どもの健やかな成長だけでなく親も余裕のある子育てを行うために、特に多子世帯ではゆとりある居住空間の確保が望まれます。

また、安全で快適な居住環境の確保も望まれます。

4-1-2 主要施策の基本方針

ゆとりある居住空間を確保するために、公的住宅の供給に努めます。

4-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
公的住宅の供給	公営住宅と公社・公団住宅の整備促進の働きかけを行います。	県営住宅・公社等の募集に協力していきます。	県営住宅・公社等の募集に協力	建築・住宅課



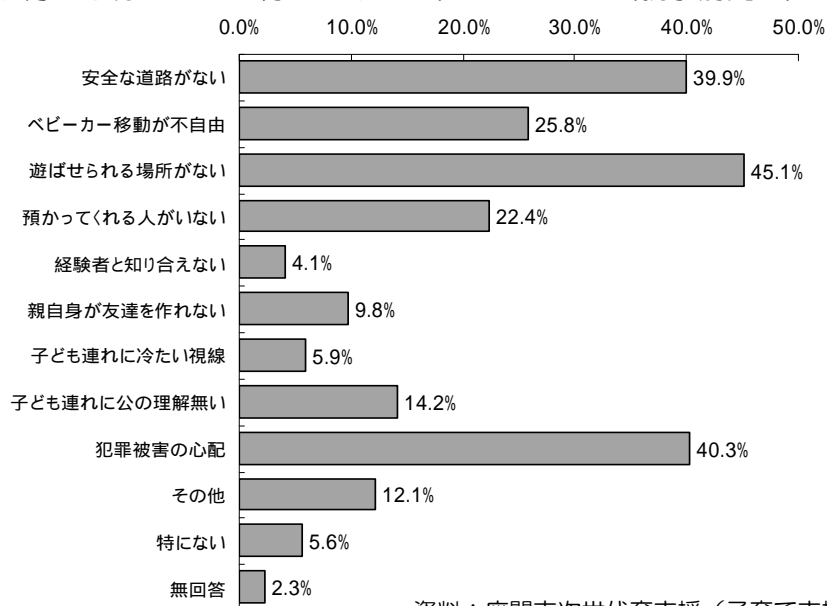
4-2 安心して外出できる環境、安全・安心な生活環境の整備

4-2-1 現況と課題

基礎調査によると、「安全な道路がない」、「通学路や子どもを安全に遊ばせられる場所がない」、「交通機関や建物・道路についてベビーカーでの移動に不自由なこと」などを多くの方が挙げており、安心して子どもを育てるためには、子ども連れや妊婦、ベビーカーなどを使用する人達が通行しやすい安心して外出できるまちづくり、安全な生活環境が必要です。

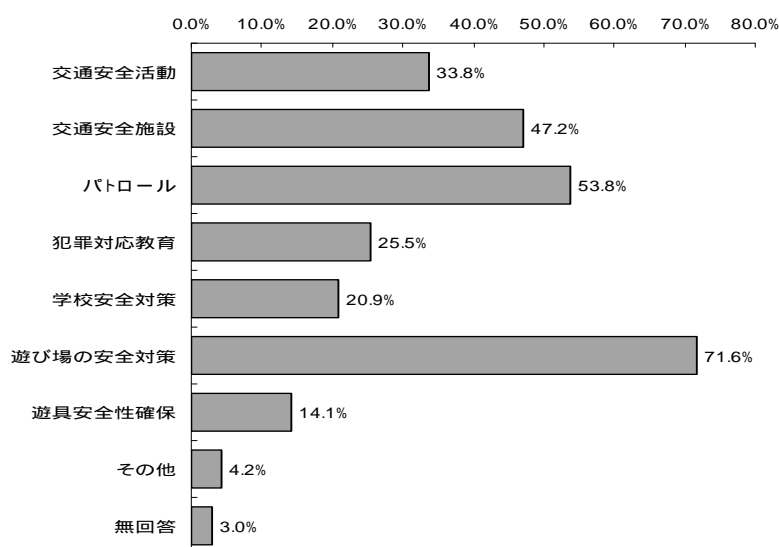
また、子どもだけで行動する時など、交通事故や犯罪の被害に遭わない対策が必要です。

子育てを行っていて特に困ること、困ったこと（就学前児童） n=1828



資料：座間市次世代育支援（子育て支援）に関するアンケート調査

子どもの安全を守るために特に重要と思われること（就学児童） n=1185



資料：座間市次世代育支援（子育て支援）に関するアンケート調査

4-2-2 主要施策の基本方針

子育て世帯などの移動の円滑化を図るため、歩行空間の確保などにより、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。

また、公共建築物、公共交通機関等のバリアフリー化、公園などの遊び場の安全対策を関係機関と協働して推進し、これらの情報を子育て世帯への提供に努めます。

さらに、交通安全運動の実施などにより、交通事故の抑制に努めるとともに、安心して外出できるように、防犯灯などの整備の推進、防犯に関する普及啓発活動の実施などにより犯罪の防止を図り、子ども達が被害に遭わないよう安心して外出できる地域社会の形成を推進します。

4-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
公共建築物のバリアフリー化	施設管理者と協議してバリアフリー化を推進します。	新築・増築等において、バリアフリー化を推進します。	バリアフリー化推進	建築・住宅課
道路改良事業	既存道路を改良することにより、交通の安全と円滑化を図り、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。	今後も計画的に道路改良事業を進める必要があります。道路ネットワークの骨格となる都市計画道路の整備を促進します。	市道7号線整備促進 市道13号線主要交差点の改良(右折レーンの設置)	道路整備課
総合交通対策事業	交通安全総点検結果を踏まえ、道路施設等の改善を行い交通の安全性を高めます。	今後も計画的に総合交通対策事業を進める必要があります。バリアフリーへの取り組みやあんしん歩行エリア事業により、歩行者や自転車等が安心して利用できる道路の整備促進を図ります。	市道5号線特定バリアフリー特定経路の整備促進 市道8号線道路拡幅 市道6号線歩道設置改善	道路整備課
道路維持管理事業	道路パトロールを行い、道路の舗装の劣化した箇所の改善、道路雨水排水の改善、道路施設の緊急修繕を行い、交通の安全と円滑化を図り、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。	今後も道路維持管理事業を進める必要があります。 (今後見込まれる施設の維持管理の増大に対し、迅速な対応が図れる維持管理体制の充実を図ります。)	各年度における市民等からの苦情要望に対する補修等の達成率を概ね90%	道路整備課
交通安全施設整備事業	照明灯、道路反射鏡、ガードレール及び警戒標識を設置し、交通の安全と円滑化を図り、誰でも利用しやすいまちづくりを推進します。	今後も交通安全施設整備事業を進める必要があります。交通安全施設の設置状況は未だ十分ではなく、今後も交通の安全で快適なまちづくりのため、道路付属施設の整備を促進します。	道路付属施設の整備促進	道路整備課

4-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
公園等整備事業	公園等の整備を計画的に行い、身近な公園づくりを推進します。	公園、広場等の整備推進を図ります。	芹沢公園の全工区早期開園 緑化推進重点地区内の公園等の整備	公園緑政課
公園等維持管理事業	既設公園等の維持管理等を行い、安全で利用しやすい公園づくりを推進します。	公園等の維持管理を実施します。	公園の清掃、樹木剪定、施設改修工事、施設修繕等の実施	公園緑政課
公園等施設点検事業	既設公園等施設の点検を行い、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。	今後とも既設公園の施設点検の充実を図り、安全性の向上に努めます。	施設点検パトロールの実施 公園遊具安全点検業務委託による遊具安全点検の実施 公園施設点検保守管理等委託の実施	公園緑政課
防犯啓発活動	くらし安全安心囑託指導員を配置し、青色防犯パトロール車による防犯パトロールの実施や専門指導員による子どもを対象とした防犯教育の実施に努めます。	防犯パトロールについては、今後も実施回数等の充実に努めます。	平日毎日	安全対策課
防犯灯の設置・管理	犯罪抑止の観点から防犯灯の設置・維持管理を行っており、夜間の交通安全と防犯に努めます。	防犯灯の設置については、夜間の安全対策には欠かせないものであるため、継続します。	設置・管理	安全対策課



【施策展開の基本方針】

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。

一方、女性の社会進出が進んでいる中、女性に子育ての負担がかかっている現実があります。

男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるように、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の実現への取り組みが求められます。

このため、利用者のニーズを踏まえた様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう男性の子育てへの参加や労働時間の短縮などの子育て支援を企業に働きかけていきます。

【基本目標】

【主要施策の方向】

子育てと仕事
の両立支援

(1) 仕事と子育ての両立の推進

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

5-1 仕事と子育ての両立の推進

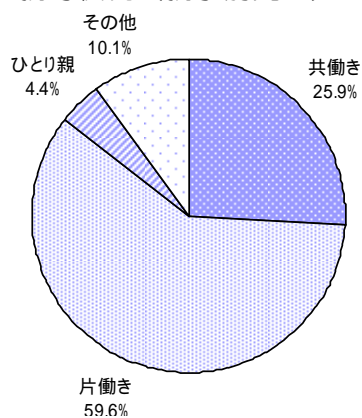
5-1-1 現況と課題

男女の意識や価値観が変わり、仕事やライフスタイルも多様化しています。一方、女性の社会進出が進んでいる中、女性に子育ての負担がかかっている現実があります。基礎調査によると、子育てを主に行っているのは、「主に母親」である場合が、就学前が約97%、就学後が約95%となっています。本市で共働きの家庭は、就学前約26%にとどまっておられ、就学後では約40%に増加しています。子どもが小さいうちは子育てに時間がとられることが大きいと考えられ、就労している母親が少ない状況です。

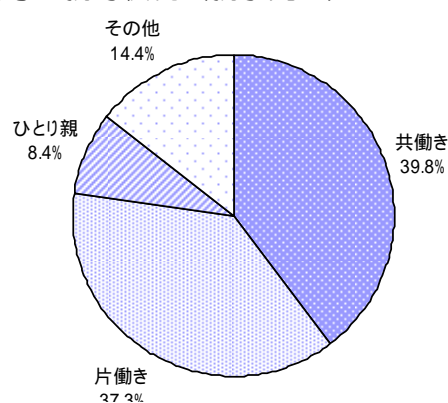
就労を希望する家庭は、就学前が約67%、就学後が約63%となっていますが、就労希望がありながら現在働いていない理由としては「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が、就学前、就学児童ともに、40%以上と高い割合になっています。

男女がともに個性や能力を十分に発揮しながら働くことができるように、仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる環境（ワーク・ライフ・バランス）の実現への取り組みが求められます。

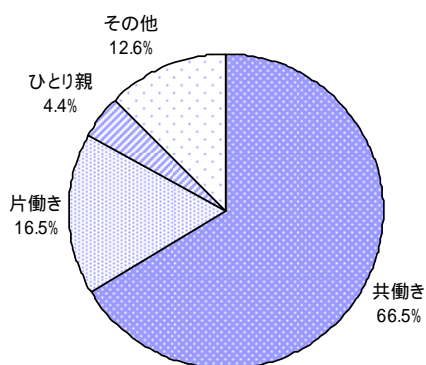
父母の就労状況（就学前児童） n=1828



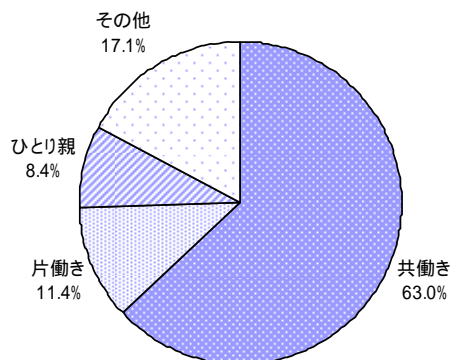
父母の就労状況（就学児童） n=1185



父母の就労希望（就学前児童） n=1828



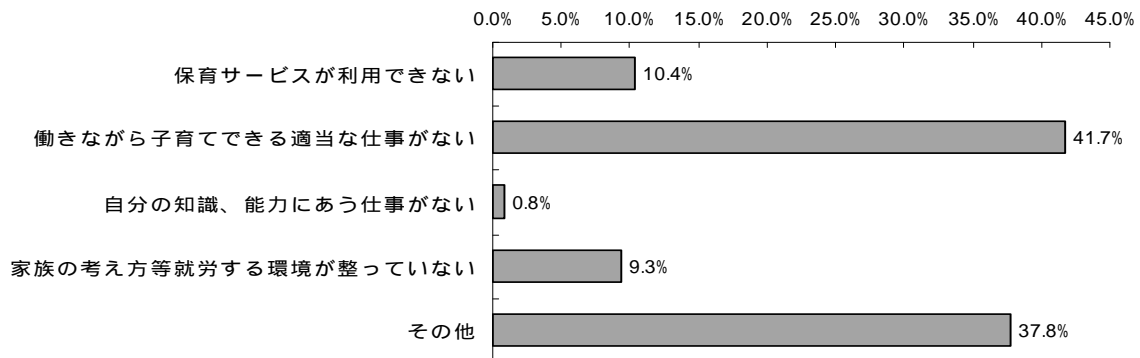
父母の就労希望（就学児童） n=1185



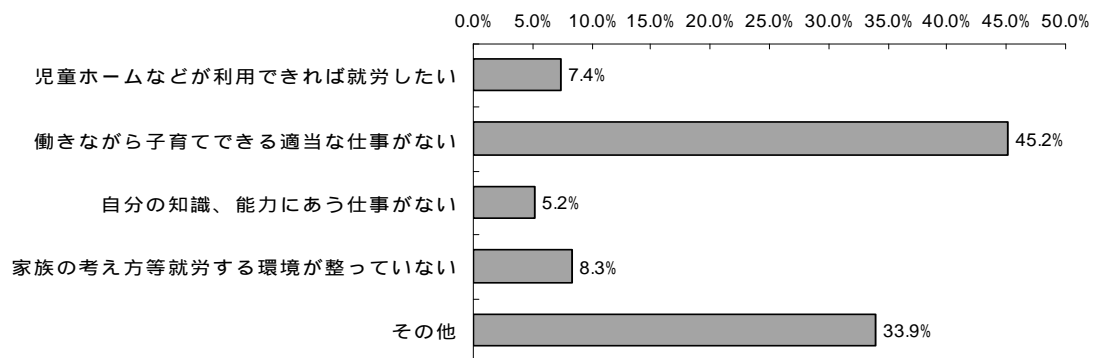
資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

就労希望がありながら現在働いていない理由

就学前児童 n=838



就学児童 n=325



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

5-1-2 主要施策の基本方針

働きながら子育てをしている人が、職場において働きやすい環境となるように子育て支援の制度の普及、啓発を事業者に対して行っていきます。また、休日保育やファミリー・サポート事業などの子育て支援制度をいっそう充実させていきます。

また、安心して出産や子育てができるよう、通常保育・延長保育・休日保育・特定保育等の育児支援を行います。

妊娠・出産の時期が順調に過ごせたり、子どもの発育・発達の確認できたり、安心感が得られるような電話相談や相談指導の支援をします。

5-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	仕事と子育ての両立に向け、国・県等と連携を図りながら働きやすい環境整備及び啓発に努めます。	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、広報・啓発だけでなく、市民向けセミナー等の開催を検討します。	市民向けセミナーの開催	商工観光課 子育て支援課
ファミリー・サポート事業	地域において育児の援助を受けたい人（依頼）と行いたい人（提供）が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。	利用を希望した時に、利用できるように、協力会員の確保に努めます。 一時間の利用料金がパート時給より高いため、利用料について検討します。 また、利用者の対象年齢拡大についても検討します。	会員数 400人	子育て支援課
通常保育事業	保育園への保育士加配により、受け入れ可能児童数を増加させ、待機児童の減少、解消を目指します。	保育士加配による受け入れ児童数増加だけでは、待機児童が解消しないため、建替え等による定員数の増加により、待機児童の減少、解消を目指します。	待機児童解消	子育て支援課
延長保育事業	19時を越える延長保育について、充実を目指します。	延長保育の利用ニーズは多いが実際の利用状況等を勘案しながら時間拡大について検討します。	19・20時を越える延長保育実施	子育て支援課
休日保育事業	日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。	地域バランスを考慮しながら、2か所目の実施を検討します。	2か所で実施	子育て支援課
保育園における「特定保育」の実施	保護者のパート労働などの理由により、相当程度の日・時、家庭において保育されることに支障が生じる乳幼児を保育する「特定保育」の実施を目指します。	パート労働などの保護者に有効なため継続します。 実施か所については一時保育と合わせて検討していきます。	1か所で実施	子育て支援課
「病後児保育」の実施	保育園に通園中の児童等が病気の「回復期」に保育園等で保育する「病後児対応型」、児童が保育中に微熱などを出すなど「体調不良」となった場合に緊急的に保育する「体調不良児対応型」の実施を目指します。	病後時保育のニーズは高いため、「病後時対応型」「体調不良児対応型」の実施を目指します。	病後児対応型 1か所 体調不良児対応型 2か所	子育て支援課

5-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
「児童ホーム」の実施	家庭において保育されることが困難な児童を保育する「児童ホーム」の充実を目指します。なお、保育時間の拡大についても検討いたします。	共働き世帯の急増により、待機用児童ホームがない地域の待機児童が急増しています。待機用児童ホームの開所などを検討します。また、学校から離れた児童ホームがあるため、児童の下校時の安全確保等から学校の空き教室利用を検討していきます。	待機児童解消	子育て支援課
なかよしベビークラス	乳児の親子が集い、子育てに関して情報を交換したり、悩みを話し合ったりすることにより、行政ではフォローできない分野の問題を親自らが克服し、孤独感を和らげます。	孤独感を和らげるだけではなく、この時期に伝える育児の知識の普及を継続して実施します。	年9回実施	保健医療課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
母親父親教室	妊娠20～31週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信を身につけてもらうことを目的とします。	妊婦同士の交流が深まるよう参加型プログラムに改善して充実を図ります。	年9回実施	保健医療課
新生児訪問事業	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに継続して実施します。フォローが必要な場合は的確に対応します。	実施	保健医療課
子育て支援センター事業	未就園児等の子育てをしている保護者等を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導等の育児・子育て支援を行います。	市内に2か所しかないためサービスに地域的な偏りがあります。3か所目の開設について検討します。	3か所で実施	子育て支援課

5-2 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

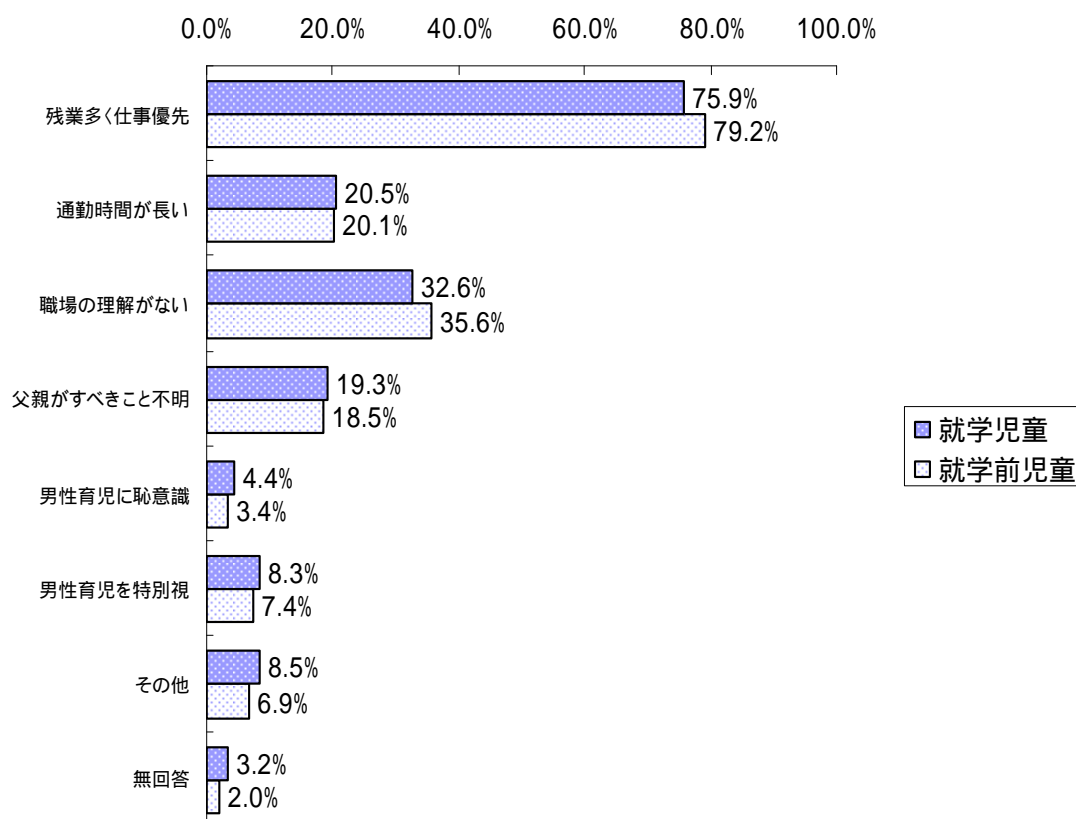
5-2-1 現況と課題

共働き家庭の割合が増加していく中で、男性の家庭内での育児に係る割合は大きくなっています。しかしながら、基礎調査によると、父親が子育てにかかわりづらい一番の理由として、「残業が多く、仕事を優先せざるをえないこと」が、就学前、就学児童ともに、約80%と高い割合になっています。

このようなことから、男は仕事、女は家庭といった性別役割分業観を是正し、男女が仕事も家庭も共に分担しながら多様な生き方や働き方が選択できる社会への改革が求められています。

また、「子育て支援」という言葉が、子育て中の家庭や出産を望む女性への心理的負担につながるよう注意し、子育てをすることによって得られる喜びを再確認してもらえるような機会を提供する等の配慮も重要です。

父親が子育てにかかわりづらい理由（複数回答2つまで）



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

5-2-2 主要施策の基本方針

男女ともに充実した家庭生活を送るために、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。このため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を働きかけていき、啓発、研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進していきます。

妊娠・出産の時期が順調に過ごせたり、乳幼児の発育・発達の確認できたり、安心感が得られるような育児相談や新生児訪問の支援をします。

また、家族の絆を保つために、ファミリー学級、子育てサロン、親子のふれあいを目指します。

市内の事業者へ次世代育成支援行動計画を周知するとともに、市民に対しては、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを開催し男性を含めた働き方の見直しを進めます。

新たな取組として市内の一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定を啓発していく講座の開設やパンフレットの配布事業などを推進します。

5-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しのための広報・啓発事業	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しに向け、国・県等と連携を図りながら働きやすい環境整備及び啓発に努めます。	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため広報・啓発だけでなく、市民向けセミナー等の開催を検討します。	市民向けセミナーの開催	商工観光課 子育て支援課
お父さんと遊ぼう	子どもとスポーツやゲームを通して親子のふれあいを目指します。	子育て中の父親と子どもの運動やふれあいの場を提供し、内容の充実を図ります。	募集定員に対して、参加率100%	スポーツ課 （体育館）
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
母親父親教室	妊娠20～31週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信を身につけてもらうことを目的とします。	妊婦同士の交流が深まるよう参加型プログラムに改善して充実を図ります。	年9回実施	保健医療課

5-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
父子健康手帳の交付	初めて父となる人に対して交付します。	有効活用できるよう交付時の案内していきます。	交付	保健医療課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに継続して実施します。フォローが必要な場合は的確に対応します。	実施	保健医療課
乳幼児健康診査	子どもの発育・発達の確認をすることで、安心感が得られるようにします。また知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。 (4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査)	未受診者に対しては継続して、未受診フォローを実施します。	4ヶ月健診未受診者については、全数把握	保健医療課
一般事業主行動計画策定セミナーの開催	市内の一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定講座の開設を目指します。	新規事業として実施に向けて検討します。	講座開設	子育て支援課



第6章

子育てに安全・安心な地域づくり

【施策展開の基本方針】

子どもが交通事故や犯罪などに巻き込まれるケースが発生しており、道路交通環境や公共交通機関の整備や犯罪を防止するまちづくりの取り組みが必要となっています。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策や、防犯防止運動を推進し、子ども等の安全を確保していきます。

このため、すべての子どもが地域において安全で安心な生活ができるような環境を整備するとともに、犯罪などの防止に配慮した地域づくりを推進します。

【基本目標】

【主要施策の方向】

子育てに安全・安心な地域づくり

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

6-1-1 現況と課題

市内の交通環境は、高齢化社会の進展や「くるま社会」を反映して、極めて厳しい状況です。このような情勢の中、交通安全意識高揚のための対策を引き続き推進する必要があります。

基礎調査によれば、子どもの安全を守るために、特に重要なこととして「通学路や子どもの遊び場の安全対策」（72%）が上位にランクされています。交通安全対策として、学童交通安全指導員等による子どもを対象とした交通安全教室や、交通安全映画会など、わかりやすい指導に努めるとともに、子どもが交通事故被害に遭わないよう、市民一体となった交通安全対策の推進が必要です。

6-1-2 主要施策の基本方針

交通安全教育の必要性を重視し、小学校においては交通ルールやマナーを体験的に身に付けさせるために、交通安全教室や自転車の安全な乗り方、乗り物の安全な利用、身近な交通安全施設や交通規制について指導すると共に、通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。また、新入学児童には黄色い帽子やランドセルカバーの配布を行い交通事故等からの安全を図ります。

6-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
子どもの交通安全教育	小学校等において、交通安全教室や自転車乗り方教室を実施し、子ども自身の交通安全意識の高まりに努めます。	児童・生徒に対する交通安全教室は、交通安全意識の高揚と事故防止が図れことから、今後も継続します。	全小学校で実施	安全対策課
学童交通安全指導員の配置	通学路に学童交通安全指導員を配置し、子どもの交通安全指導等に努めます。	学童交通指導員による交通安全指導は、児童等の事故防止や交通安全の意識付けに効果が期待出来る為、継続します。	学童交通指導員を配置	安全対策課
啓発物等の配布	新入学児童へ黄色い帽子やランドセルカバーの配布を行い交通事故等からの安全を図ります。	新入学児童へ黄色い帽子やランドセルカバーの配布を行い、交通事故等からの安全を図ります。	全新入学児童へ黄色い帽子、ランドセルカバーを配布する。（ランドセルカバーについては寄贈がある場合。）	学校教育課

6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

6-2-1 現況と課題

近年、子どもの連れ去り事件や不審者に追いかけられる等の子どもが被害者となる犯罪が発生しています。本市では、防犯パトロールの実施や防犯教育等を実施し、犯罪防止に努めています。

基礎調査によれば、子どもの安全を守るために、特に重要なこととして「パトロール」（54%）が上位にランクされるなど、日常生活での安全確保が求められています。

6-2-2 主要施策の基本方針

子どもを犯罪等の被害から守るため、既設公園等施設の点検を行い、防犯パトロールの実施や、防犯教育の実施に努めます。

青少年の非行防止のため、専門補導員による毎日の街頭パトロールや青少年補導員の地区街頭パトロール、子どもの健全な成長を支えるため街頭キャンペーン等の実施をいたします。

6-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
防犯啓発活動	くらし安全安心囑託指導員を配置し、青色防犯パトロール車による防犯パトロールの実施や専門指導員による子どもを対象とした防犯教育の実施に努めます。	防犯パトロールについては、今後も実施回数等の充実に努めます。	平日毎日	安全対策課
防犯灯の設置・管理	犯罪抑止の観点から防犯灯の設置・維持管理を行っており、夜間の交通安全と防犯に努めます。	防犯灯の設置については、夜間の安全対策には欠かせないものであるため、継続します。	設置・管理	安全対策課
緊急情報メール配信サービス	安全で安心なまちづくりを一層推進するために、市内で発生した火災や犯罪者情報を携帯電話やパソコンに電子メールで配信します。	市内で発生した災害や不審者目撃などの情報周知に有効なため継続します。	実施	安全対策課

6-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
街頭補導活動	青少年の非行防止のため、専門補導員による毎日の街頭パトロールや青少年補導員の地区街頭パトロール等を実施します。また、子どもの健全な成長を支えるため街頭キャンペーンを実施します。	青少年の健全育成を推進するため、行政、地域が一体となり街頭パトロール、街頭キャンペーンを継続する必要があります。	愛のパトロールによる声かけ件数 1200件/年	青少年課
こども 110 番の家	不審者からの声かけ、わいせつ、つきまとい、ちかん行為などから子どもを守る緊急避難場所として「こども 110 番の家」を充実し、子どもが被害者となる犯罪の防止に努めます。	子どもを守る緊急避難場所として「こども 110 番の家」の充実に努めます。	登録者の充実	青少年課
学校安全対策囑託員の配置	学校安全対策囑託員を配置し、学校の安全管理及び児童生徒の安全確保に努めます。	学校の安全管理及び児童生徒の安全確保に有効なため継続します。	囑託員配置	教育指導課
市内小学生（新入生児童）に防犯ブザーを貸与	市内小学生（新入生児童）に防犯ブザーを貸与し、子どもが被害者となる犯罪の防止に努めます。	犯罪防止に有効なため継続します。	貸与	教育指導課



6-3 被害に遭った子どもの保護の推進

6-3-1 現況と課題

様々な形で防犯対策に取り組めますが、それでも犯罪の被害にあった子ども（あいそうになった子ども含）は、基礎調査によれば6%います。被害によって受けたダメージの軽減や短期間での立ち直りをバックアップするために、適切な助言など一層の支援体制を取る必要があります。

6-3-2 主要施策の基本方針

犯罪、いじめ、児童虐待等の事件・事故の被害に遭った子どもや家庭に対して、各種相談機関が連携して相談・支援を行い、心のケアに取り組んでいきます。

これらの相談・支援事業をより充実させるために、相談員等の資質の向上、各種相談機関（児童相談所、市役所、青少年相談室等）が連携を取りながらお互いに情報収集・情報提供や協力体制を推進していきます。

6-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
青少年相談	青少年が直面するあらゆる問題に対し、青少年相談員、青少年心理相談員が対応します。	青少年相談員、青少年心理相談員の資質向上に努めます。	相談対応	青少年課
教育相談	悩みを抱えた児童生徒に対し、相談に応じます。	児童生徒の問題行動調査を毎年実施しているが、不登校・いじめの件数が減少しないため、今後も教育相談体制を維持する必要があります。	相談対応	教育指導課
児童相談	専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができるようにします。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く必要性も高いため継続します。	相談対応	子育て支援課

【施策展開の基本方針】

親の子育て知識や経験の不足から来るストレスや育児ノイローゼ、経済問題などを要因とする児童虐待の件数は増加傾向にあり、社会問題となっています。

座間市要保護児童対策地域協議会をとおして、引き続き児童虐待の防止と早期発見、子どもの保護に努めるとともに、家庭内暴力や虐待などの問題を抱える危機的状況にある家庭に対し、家庭全体を総合的に支援していきます。

また、ひとり親家庭等については、親と子どもが安心して生活していけるよう、経済的支援、生活支援、就労支援、支援策に関する情報提供や相談体制等のきめ細かい取組を推進していきます。障がいのある子どもについては、障がいの早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、機能訓練を充実させ、社会的自立を支援していきます。

【基本目標】

【主要施策の方向】

要保護児童・家庭への自立支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

(3) 障害児施策の充実

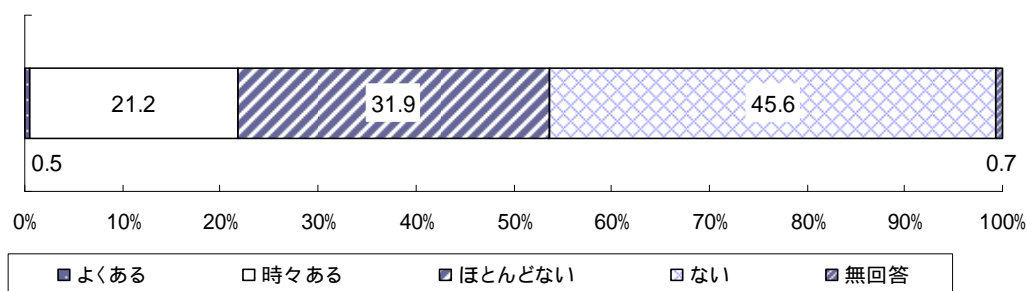
7-1 児童虐待防止対策の充実

7-1-1 現況と課題

近年、新聞・テレビ等で報道される児童虐待の事例に見られるとおり、児童虐待は大きな社会問題であり、この防止対策は、大変重要です。基礎調査によれば、自分は、子どもを虐待していると思うことが「よくある」、または、「時々ある」と答えた就学前児童のいる家庭については約 22% であり、本市においても取組を進める必要があります。

こうした傾向は、全国・神奈川県とも、増加傾向にあり、また、相談に至っていない潜在化しているケースも少なくないことが他の調査で指摘されています。次世代に連鎖させないために子どもの保護だけでなく保護者のケアこそ重要な要素として、虐待の予防・早期発見・早期対応と関係する機関等とのより一層の連携が求められています。

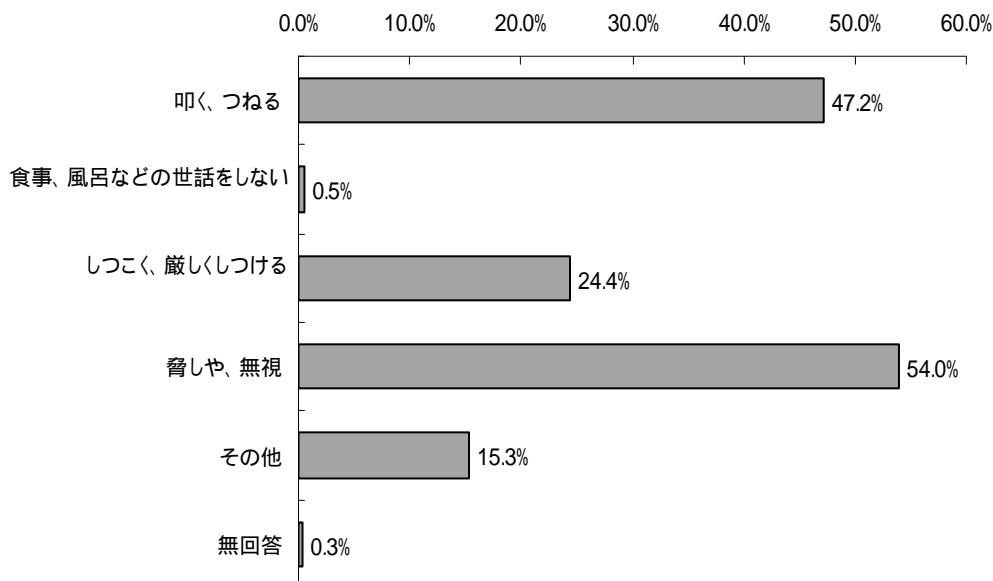
子どもを虐待していると思うことがありますか。(就学前児童) n=1828



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

子どもを虐待していると思うことが、「1.よくある」、「2.時々ある」と答えた方への質問。

子どもを虐待していると思うのは、どのような時ですか。(複数回答2つまで)(就学前児童) n=398



資料：座間市次世代育成支援（子育て支援）に関するアンケート調査

7-1-2 主要施策の基本方針

虐待の防止・早期発見・早期対応のためには、市の児童福祉担当課のみではなく、母子保健・保育園・幼稚園・学校・医療機関・警察など、子どもを取り巻くすべての関係者・機関が注意深く見守るとともに、連携する必要があります。

そこで、本市では、座間市要保護児童対策協議会により、子どもを取り巻くすべての関係者・関係機関が、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要な支援が手遅れにならないよう、迅速に連携しています。

また、現代的な子育てに対するプレッシャーに耐えられずに起こる虐待が増加してくると思われる、児童虐待は「いつでも」「どこでも」「どんな人でも」起こりうるという認識のもと、精神的に、子育てに対して負担に感じている保護者が、その精神的な負担による不安や不満を、相談することができるように、「子育て支援センター」を設けており、引き続き実施します。

さらに、児童福祉法の改正により、本市においても、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスを展開しています。

虐待を認めない社会づくりをめざします。

7-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
座間市要保護児童対策協議会の開催	関係者・機関による座間市要保護児童対策協議会を開催し、必要な支援のための連絡調整を行います。このネットワークには、年2回程度開催の「代表者会議」のほか、担当者による「実務者会議」と各ケースごとの「個別ケース検討会議」を随時開催し、児童虐待の防止と迅速な対応に努めます。	関係者・機関によるネットワークにより、児童虐待の防止と迅速な対応ができるため継続します。	代表者会議年2回開催	子育て支援課
児童相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、専門相談員を配置し、より適切なアドバイスができるようにします。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く必要性も高いため継続します。	相談対応	子育て支援課
短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が病気などの理由で、家庭における児童の養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的に養育する「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」を実施します。	保護者が疾病等により保育が困難になった場合の緊急避難的な対応策として、核家族化が進んだ状況を踏まえ、継続します。	1か所で実施	子育て支援課
乳幼児健診（4か月～3歳6か月までの計5回）	子どもの発育・発達の確認をすることで、安心感が得られるようにします。また知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。	未受診者に対しては継続して、未受診フォローを実施します。	4ヶ月健診未受診者については、全数把握	保健医療課

7-1-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
育児グループ支援事業「なかよしベビークラス」	乳児の親子が集い、子育てに関して情報を交換したり、悩みを話し合ったりすることにより、行政ではフォローできない分野の問題を親自らが克服し、孤独感を和らげます。	孤独感を和らげるだけでなく、この時期に伝える育児の知識の普及を継続して実施します。	年9回開催	保健医療課
離乳食育児教室「赤ちゃん教室」「もぐもぐ教室」	概ね生後5～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	個々の赤ちゃんの成長、発達に合わせて離乳食がスムーズに進められるように支援します。	赤ちゃん教室 年12回開催 もぐもぐ教室 年9回開催	保健医療課
1歳児むし歯予防教室「歯っぴいパースディ教室」	1歳児とその親を対象に、歯磨きの方法やむし歯予防のための食事やおやつについて、知識と理解を深められるようにします。	子どもに適した歯磨き方法がわかり、むし歯予防の知識が習得できるように継続して情報提供します。	年10回実施	保健医療課
乳幼児健診フォロー教室「わくわく教室」「すくすく教室」	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	母親自身が育児に自信が持てるよう、積極的な参加を促し、親子に適切な支援を継続して行います。	わくわく教室 年24回開催 すくすく教室 年24回開催	保健医療課
妊娠届出・母子健康手帳の交付	保健医療課及び各出張所にて受理・交付しています。妊娠・出産についての不安や疑問に対応します。	ハイリスク妊婦、特に若年妊婦のフォローを継続して行います。	届出受理手帳交付	保健医療課
電話相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。また、保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く必要性も高いため継続します。	相談対応	保健医療課 子育て支援課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
発達相談	乳幼児期の運動発達面での心配ごとに対して理学療法士が相談を受け、発達を促す助言をします。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課

7-1-3 施策の展開

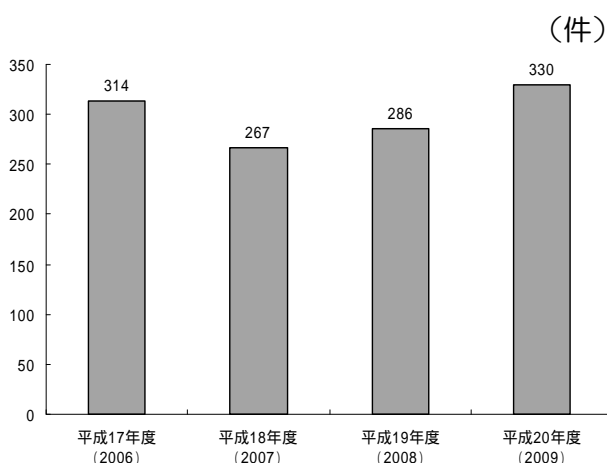
支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
親子相談	子どもの発達やかかわり方についての心配に対して適切な助言を行い、親の不安を軽減し、子どもの発達を促す支援をします。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
ことばの相談	ことばに関するいろいろな問題について言語聴覚士が相談を受け、発達を促す助言をします。	毎月相談枠を設け、ことばに関する相談に当たっているが、ニーズがあがれば相談日以外でも受けられるようにしていきます。	相談対応	障害福祉課
子育て支援センター事業	未就園児等の子育てをしている保護者等を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導等の育児・子育て支援を行います。 平成21年度：2か所で実施	市内に2か所しかないためサービスに地域的な偏りがあります。3か所目の開設について検討します。	3か所で実施	子育て支援課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに実施を継続します。フォローが必要な場合は的確に対応します。	実施	保健医療課
乳幼児訪問指導	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	各事業の事後フォロー体制を強化し親子に充実した支援を継続します。	実施	保健医療課
妊婦健康診査	神奈川県産婦人科医会に委託。妊婦の健康管理として、健診費用を助成します。	妊婦健診の費用補助をして、必要な妊婦健診が受けられるようにします。	健診費用の補助	保健医療課
思春期保健対策「中学生と赤ちゃんのふれあい体験」	思春期の学生に赤ちゃんとのふれあい機会を提供し、小さな子への慈しみの気持ちや命の大切さを伝えます。	小さな子どもへの慈しみの気持ちや命の大切さが伝わるよう内容や開催回数などを検討します。	年1回実施	保健医療課
母親父親教室	妊娠20～31週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、栄養、産後の過ごし方、妊婦体操・呼吸法、沐浴、赤ちゃんとのふれあい体験等を実施します。教室を通して、友達作りと親としての自覚・自信を身につけてもらうことを目的とします。	妊婦同士の交流が深まるよう参加型プログラムに改善して充実を図ります。	年9回実施	保健医療課
出生連絡票受理	出生状況、里帰りの有無等連絡票にて把握し、新生児訪問や産後うつ病等について説明・紹介します。この連絡票を元に新生児訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。	出生連絡票の提出率を80%以上に維持できるようPRします。	出生数に対し、80%以上の提出率	保健医療課

7-2 母子家庭等の自立支援の推進

7-2-1 現況と課題

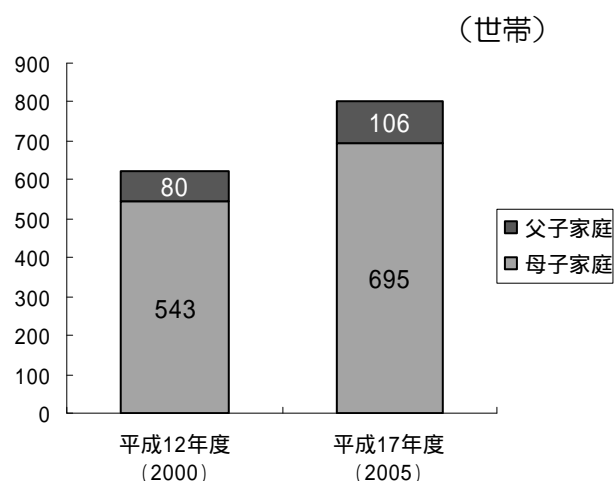
本市のひとり親家庭の数は、離婚の増加などに伴い年々増加傾向にあります。母子家庭においては経済的な問題が大きく、父子家庭においては子どもの養育が容易でないことがあげられます。また、障害のある子どもを通園させながら就労している母親のケースなど、ひとり親の家庭は、抱えている困難が複雑に重なり合っていることなどから、総合的な対策を適切に実施し、子育ての負担を軽減していく必要があります。

離婚件数の推移



資料：神奈川県「衛生統計年報」

母子・父子家庭世帯数の推移



資料：総務省統計局「国勢調査報告書」

7-2-2 主要施策の基本方針

ひとり親家庭は、母親・父親が家計の主たる担い手であると同時に、子どもの養育を一人で行わなければならない状況にあります。ひとり親家庭の母親は色々な意味で就労の困難さを、父親は子育てに困難さを持っています。

ひとり親家庭の自立支援のためには、安心して子どもが育てられること、そして、仕事との両立ができることが非常に重要であり、子育てや生活の支援、就労の支援、経済的な支援、そして自立を支援するということが特に必要であると考えられます。そのために、自分の身の回りの全部を一人で行わなければならない忙しさの中で、よりきめ細かな情報提供ができるよう相談や情報の充実に努めます。

7-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
母子家庭自立支援給付金事業の推進	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等技能訓練促進費の給付により、雇用の促進を図ります。	母子家庭等の雇用の促進を図り自立を支援するために有効のため継続します。	給付	子育て支援課
保育園	母子家庭等ひとり親家庭の就労支援のため、入園の申し込みがあった場合、選考において、優先するなど、自立を支援します。(母子及び寡婦福祉法第28条)	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	優先選考	子育て支援課
児童ホーム(学童保育)	母子家庭等ひとり親家庭の就労支援のため、児童ホーム利用の申し込みがあった場合、選考において、優先するなど、自立を支援します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	優先選考	子育て支援課
母子家庭等日常生活支援事業の推進	疾病や就労支援のために、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、家庭生活支援員を派遣します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	年10回/人	子育て支援課
ファミリー・サポート事業	地域において育児の援助を受けたい人(依頼)と行いたい人(提供)が会員となり、会員同士で相互援助活動を行います。	利用を希望した時に、利用できるように、協力会員の確保に努めます。 一時間の利用料金がパート時給より高いため、利用料について検討します。 また、利用者の対象年齢拡大についても検討します。	会員数400人	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定と、自立を支援するために、保険適用を受ける医療費の自己負担分を助成します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	医療費の自己負担分の助成	子育て支援課
上下水道料金の減免	ひとり親家庭について、水道料金及び下水道使用料の一部を減免します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	使用料の一部減免	水道業務課 下水道課
児童扶養手当	父母の離婚や父親の死亡などにより、父親と生計をともにしていない児童に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立の促進を図ります。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	児童扶養手当の支給	子育て支援課
母子等福祉手当	本市独自の制度として、18歳未満の児童を養育している母子家庭・父子家庭及び両親のいない家庭に対し、福祉手当を支給します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	福祉手当の支給	子育て支援課
母子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭等の経済的自立支援のため、子どもの修学、修学支度等の貸付けを行います。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	修学、修学支度等の貸付	子育て支援課

7-2-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
母子自立支援員による相談	他の関係機関と連携しながら、子育てや生活、就労などのさまざまな分野の総合窓口として相談に対応します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	相談対応	子育て支援課
支援施策・制度の情報提供の充実	ひとり親家庭等の福祉施策・制度についての情報について、より入手しやすく分かりやすく情報提供します。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	情報提供	子育て支援課
福祉関係機関や教育委員会等との連携による相談体制の充実	子育て支援について、連携をさらに強化し、総合的な支援の充実を図ります。	母子家庭等の自立を支援するために有効のため継続します。	相談体制充実	子育て支援課



7-3 障がい児施策の充実

7-3-1 現況と課題

障がいや発達に心配のある子どもを持つ家庭に対しては、現行の障害福祉計画と整合性を取りながらその子どもの円滑な発達を促し、地域で安心した生活ができるような支援が必要となります。このため本市では、各種健診を実施するとともに、専門職により各種相談を受け障がいや発達に心配のある子どもの早期発見に努め、その保護者に各種の情報を提供し心理面で支援しています。また、個々の子どものニーズに合わせて日常生活における基本動作の習得や就園・就学に向けた集団生活の経験等をさせる乳幼児発達支援事業や児童デイサービス事業を実施しています。

引き続き、保健・医療・福祉・教育等の各種専門職員との連携を強化し、障がいや発達に心配のある子どもの充実した育成と社会への適応を目指し、保護者の子どもを生き育てることに対する不安感や負担感を軽減する施策を充実していくことが必要です。

7-3-2 主要施策の基本方針

今後も早期発見・療育を目指し、各種健診・各種専門職員による相談業務の充実を図るとともに、幼児期から就学期、成年に至るまでの支援をも視野に入れて、健全な児童の育児・育成を目指す乳幼児発達支援事業や児童デイサービス事業を引き続き実施し充実を図っていきます。

7-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
乳幼児訪問指導	育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	各事業の事後フォロー体制を強化し親子に充実した支援を実施します。	実施	保健医療課
育児相談	市民健康センターを中心に市内5ヶ所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、母親が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
電話相談	親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。また、保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。	子育て支援において児童相談の果たす役割は高く必要性も高いため継続します。	相談対応	保健医療課 子育て支援課

7-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
発達相談	乳幼児期の運動発達面での心配ごとに対して理学療法士が相談を受け、発達を促す助言をします。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
親子相談	子どもの発達やかかわり方についての心配に対して適切な助言を行い、親の不安を軽減し、子どもの発達を促す支援をします。	育児上の悩みや疑問を解決できるようにこれからも助言していきます。	相談対応	保健医療課
乳幼児健診フォロー教室「わくわく教室」「すくすく教室」	親子遊びなどの体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	母親自身が育児に自信が持てるよう、積極的な参加を促し、親子に適切な支援を継続して行います。	わくわく教室 年24回開催 すくすく教室 年24回開催	保健医療課
乳幼児発達支援事業	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対しグループ指導を通じ、言葉の発達や集団生活での社会性を促し、又保護者に対しては安心して子育てができるよう相談、指導助言を行い、保育園・幼稚園に通園している児童についても、各種専門職員が訪問し教職員、保護者に指導・助言を行います。	発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対しグループ指導を通じ、言葉の発達や集団生活での社会性を促し、又保護者に対しては安心して子育てができるよう相談、指導助言を行い、保育園・幼稚園に通園している児童についても、各種専門職員が訪問し教職員、保護者に指導・助言を行います。	年間延べ 500人	障害福祉課
児童デイサービス事業	発達の遅れや障がいの疑いがある乳幼児に対しグループ指導を通じ日常生活における基本的動作の習得と集団生活に適應できるよう支援を行い、保護者に対して安心して子育てができるよう相談、指導助言を行います。	(H21年度からサニーキッズの運営を事業委託) 発達の遅れや障がいの疑いがある乳幼児に対しグループ指導を通じ日常生活における基本的動作の習得と集団生活に適應できるよう支援を行い、保護者に対して安心して子育てができるよう相談、指導助言を行います。	年間延べ 3100人	障害福祉課
ことばの相談	ことばに関するいろいろな問題について言語聴覚士が相談を受け、発達を促す助言をします。	毎月相談枠を設け、ことばに関する相談に当たっていますが、ニーズがあがれば相談日以外でも受けられるようにしていきます。	相談対応	障害福祉課
障害のある児童生徒への支援の推進	小中学校における特別支援教育の推進、養護学校との連携の促進、さらにノーマライゼーションの視点に立った教育により、障がいのある児童生徒への支援を推進します。	今後も特別支援教育補助員を増員し、児童生徒の支援を充実させていきます。	全校配置	教育指導課

7-3-3 施策の展開

支援事業名	支援事業の内容	後期計画事業方針		担当課
		事業計画方針	目標	
障害児介助員設置事業	市内の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、重度の障がいがあり、学校生活における介助が必要な児童への生活面での介助などの支援を行います。	特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、障がいのある子どもの数が増えており、適切に支援する必要性が増しているため継続します。	全校に配置する	教育指導課
子育て支援センター事業	未就園児等の子育てをしている保護者等を対象に、子育て家庭が抱える育児不安等についての相談指導等の育児・子育て支援を行います。	市内に2か所しかないためサービスに地域的な偏りがあります。3か所目の開設について検討します。	3か所で実施	子育て支援課
新生児訪問指導	身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	訪問を必要とする母子に対し、タイムリーに実施を継続します。フォローが必要な場合は的確に対応します。	実施	保健医療課



資料編

座間市次世代育成支援対策推進協議会設置運営要綱

次世代育成支援対策推進法

行動計画策定指針（概要）

座間市次世代育成支援対策推進協議会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法(平成15年 法律第120号)第21条に規定する、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議する、座間市次世代育成支援対策推進協議会(以下、「推進協議会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策推進法に基づく、地域行動計画の策定および推進のための、基本的事項の検討および意見交換に関すること
- (2) 次世代育成支援対策の普及・啓発に関すること
- (3) 次世代育成支援対策に係る情報交換に関すること
- (4) その他、次世代育成支援対策の充実に必要なこと

(委員)

第3条 推進協議会の委員(以下、「委員」という。)は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う団体の関係者
- (2) 次世代育成支援対策の推進に関係する学識経験又は活動経験を有する者
- (3) その他

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、第1期の委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

座間市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

		役職等	氏名
1	座間市民生委員児童委員協議会	第1地区民生委員 児童委員協議会会長	青木 友子
2	座間市保育会	会長	小島 良之
3	座間市商工会	会長	大塚 和光
4	座間市自治会連絡協議会	副会長	渡邊 了
5	座間市PTA連絡協議会	常任理事	波平 やえ子
6	神奈川県立座間養護学校	校長	杉本 由美子
7	座間市幼稚園連絡協議会	会長	鈴木 和之
8	座間市医師会	たかはしクリニック院長	高橋 建勝
9	座間市子育て支援ネットワーク	代表	金子 三枝子
10	神奈川県厚木保健福祉事務所	保健福祉課長	井上 美津子
11	座間警察署	生活安全課長	平岡 一夫
12	社会福祉法人 座間市社会福祉協議会	会長	森田 源養
13	児童養護施設 成光学園	園長	矢部 雅文
14	公募市民		大木 貴子
15			加藤 陽子

次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策推進法
(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

最終改正:平成二〇年一月三日法律第八五号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十年十二月三日法律第八十五号 (一部未施行)

- 第一章 総則(第一条 第六条)
- 第二章 行動計画
 - 第一節 行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画(第八条 第十一条)
 - 第三節 一般事業主行動計画(第十二条 第十八条)
 - 第四節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第五節 次世代育成支援対策推進センター(第二十条)
- 第三章 次世代育成支援対策地域協議会(第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十二条・第二十三条)
- 第五章 罰則(第二十四条 第二十七条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの(第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。)は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

- 第二十条** 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。
- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
 - 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
 - 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第二十一条** 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

- 第二十二条** 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
 - 3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

- 第二十三条** 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

- 第二十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十四条(理事等の特別背任)の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成二〇年一二月三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条及び第九条の規定 公布の日
- 二 第三条中次世代育成支援対策推進法第四条、第七条から第九条まで及び第二十二条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定及び第四条中次世代育成支援対策推進法第七条から第九条までの改正規定並びに附則第五条及び第十七条の規定 平成二十二年四月一日

四 第四条中次世代育成支援対策推進法第十二条及び第十六条の改正規定並びに附則第八条の規定 平成二十三年四月一日

(一般事業主行動計画の公表に関する経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法(次項及び次条において「新法」という。)第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条第五項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第七条 新法第十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第十二条の二第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第四項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主が第四条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第十二条第四項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第四条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第十二条第一項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

行動計画策定指針（概要）

平成21年3月23日関係7大臣連名告示

背景及び趣旨

- ・ 少子化の主たる要因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象と把握と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の対策を推進することが必要。
- ・ このため、平成15年3月に、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を策定。
- ・ 併せて、同月には、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法案」を提出し、7月に成立。
- ・ 同法においては、市町村行動計画、都道府県計画、一般事業行動計画及び特定事業主行動計画をそれぞれ策定することとし、主務大臣は、これらの行動計画の策定に関する指針を策定。
- ・ 平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定。「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の四つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」を踏まえ、さまざまな対策を実施。
- ・ 平成17年に初めて総人口が減少。出生数160万人及び特殊出生率が1.26とともに過去最低を記録するという予想以上の少子化が進行。
- ・ 平成18年6月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充と強化。
- ・ 平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」では、2055年の合計特殊出生率が1.26と示され、社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会において、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、生み出している要因を整理。
- ・ このような動向を踏まえ設置された「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略検討会議において、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点を当て、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。

重点戦略

1、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現について、平成19年12月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動計画」が取りまとめられた。

2、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

具体的な制度設計の検討、先行して実施すべき課題の二つの課題が示されている。

次世代育成対策の実施に関する基本的な事項

・ 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、個度立てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

- ・ 策定の目的、関係者の連携、次世代育成支援対策地域協議会の活用

市町村行動計画及び都道府県行動計画

策定に関する基本的な事項

1. 計画策定に当たっての基本的な視点

(1) 子どもの視点

わが国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。

このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、家庭の特性を踏まえることも必要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要である。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要である。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、主任児童委員・児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。また、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要である。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要である。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。

2. 必要とされる手続

- ・ 現状の分析をするため、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、利用者のニーズの実情、サービス提供の現状やサービス資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状分析を実施。
- ・ サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的及び質的なニーズを把握するため、市町村はサービス対象者に対するニーズ調査を実施。
- ・ サービス利用者等としての地域住民の意見を反映させるため、説明会の開催等で情報提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、市町村行動計画等に反映。

さらに、広報誌やホームページへの掲載等により、広く住民に周知。

3. 策定の時期等

- ・ 5年を1期とした計画を、平成21年度中に策定し、5年後に見直し。

4. 点検・評価のための指標の導入

- ・ 利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を評価するため、利用者の視点に立った指標で点検・評価

5. 実施状況の点検及び推進体制

- ・ 利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果を毎年度に反映させる、計画、実行、評価、改善のサイクルを確立。

また、実施状況等に係る情報を広報誌やホームページへの掲載等により、住民に広く周知し、意見等を聴取。

6. 他の計画との関係

- ・ 保育計画等及び市町村の基本構想との調和。

市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき基準

策定に関する基本的な事項

保育サービス、放課後児童健全育成事業、その他主務省令で定める次世代育成支援対策を達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき基準を定めます。

- ・ 各市町村において、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために掲示するものです。

内容に関する事項

調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦(平成29年度目標年次)の達成を念頭に、現状のサービスの基盤を踏まえつつ、後期計画期間の目標事業量を定めます。

- ・ 平日昼間の保育サービス
- ・ 夜間帯の保育サービス
- ・ 休日保育
- ・ 病児・病後時保育
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 短期入所生活援助事業

内容に関する事項

1. 地域における子育ての支援
 - (1) 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実
 - ・ 居宅における支援
 - ・ 保育所その他の施設における支援
 - ・ 相談・交流支援
 - ・ 子育て支援コーディネート
 - (2) 保育計画に基づく保育所受入児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
 - (3) 地域における子育て支援ネットワークづくり
 - (4) 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成事業の推進
 - (5) 地域の高齢者が参画する世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗を活用した子育て支援サービスの推進
2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 - ・ 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊婦に対する相談支援の提供など、子どもや母親の健康の確保
 - ・ 「食育」の推進
 - ・ 性に関する健全な意識のかん養や正しい知識の普及など思春期保健対策の充実
 - ・ 小児医療の充実、特に小児救急医療における都道府県、近隣市町村及び関係機関との連携等の推進
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - ・ 子どもを生み育てることの異議に関する教育・広報・啓発の推進
 - ・ 中学生、高校生等が子育ての意義を理解できるよう、乳幼児とのふれあう機会の充実
 - ・ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - ・ 家庭や地域の教育力の向上
 - ・ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4. 子育てを支援する生活環境の整備
 - ・ 良質な住宅の確保
 - ・ 良好な居住環境の確保
 - ・ 安全な道路交通環境の整備
 - ・ 安心して外出できる環境の整備
 - ・ 安全・安心まちづくりの推進等
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進
 - ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
6. 子ども等の安全の確保
 - ・ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ・ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - ・ 被害に遭った子どもの保護の推進
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 母子家庭等の自立支援の推進
 - ・ 障害児施策の充実